

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

白澤良一君の一般質問を許します。御登壇願います。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） おはようございます。永伸会の白澤良一です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問します。

最近、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が減って明るい兆しが見えかけているところ、新たな変異型オミクロン型の感染拡大を踏まえ、コロナ禍の先が見えづらくなっております。地域経済もどのように回復させるか課題が山積している中で、事業者がさらに経営を圧迫されており、深刻な状況にあります。そういう中で、日々感染症拡大に伴い、高いリスクとの闘いや感染予防のために様々な対策に心身を削りながら業務に当たってくださる、おられる関係者の方々に敬意を表します。歯を食いしばって耐えている多くの町民の皆様への期待に応えらえるよう私も活動していく所存であると申し上げます、質問に入らせていただきます。

初めに、町役場職員の不適切な事務処理について御質問します。

去る10月26日に開催された議会全員協議会で、教育委員会で管理している施設について、平成28年度において未契約のまま行われた2件の修繕工事費の未払いが判明したとの報告がありました。このような不適切事務処理については、私が把握しているだけで、平成27年度は修繕工事費等11件、約370万円、さらに平成28年の2件、約48万円です。このように、職員の不祥事が相次いで発生したことは、町民に対して町職員の信頼を著しく損なうものであり、非常に残念なことです。不適切な事務処理が発生する要因は、担当していた職員の公務員としての意識の欠如や、職員一人一人の事務処理に対する認識不足などのほか、役場全体の職員の管理監督に問題があるのではないかと考えます。主権者である町民の皆様に対し、処分内容も含め公表し、さらに信頼回復のためにも早急な事故防止対策を作成し、示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、各課内における未然防止対策について御質問します。

大槌町でも、職員の服務規律に関する条例、規則、規程が細部までにわたって定められておりますが、これら条例、規則等が適切に実行されていたら、不祥事は発生することはないと思われまます。今までも、不祥事は発覚するたびに今後の対策として自己点検の徹底や執行状況を確認するとか、職員の規範意識、コンプライアンスの徹底を図る等の説明をしておりますが、本当にその取組が職員一人一人に浸透しているか、真摯に取り組んでいるのか疑問が残ります。業務の効率化を求めるあまり、管理職が課内の業務に目が行き届かないことも、不適切な事務処理を見逃してきたことの一因ではないでしょうか。やはり、課内や班内で毎日業務に関わるミーティングを行い、実施事業等の共有を行うべきと思いますが、御所見をお伺いします。

次に、役場内で担当している各種協議会や、連合会などの事務処理などについてお尋ねします。

町役場内には、各種協議会や連合会など外郭団体の事務局を担当している課や職員がいると思います。この団体等は自治体からの補助金や協力金等で事業活動をされておられると思いますが、当然経理も事務局員としての役場職員が担っていると思われまます。町から補助金で事業活動を行い、その経理を事務局員とはいうものの、役場職員が担当しているのであれば、外郭団体の役員や監事のチェックは言うまでもありませんが、町としてしっかりと諸帳簿の確認が必要だと思います。そこで、役場内で事務局あるいは事務を担当している団体数は、何団体あるのかをお伺いします。あわせて、それら団体等の経理はどのように対応されているのかお伺いします。

2点目として、震災伝承の在り方について、9月議会に引き続き御質問します。

震災伝承に期待されることは、実際に震災を経験した人々から体験談を受け継ぎ、後世に生かすことと認識しております。そのため、昔の人々は防災に役立てるべく被害状況を石に刻んで石碑を立て、さらに口伝や歌などいろんな方法を用いて体験したことを後世に残してきました。IT技術の発達した現代なら、その方法はもっと多様化しており、時代に即したやり方で受け継いでいくべきものだと思います。

東日本大震災については、個人のつらい体験を乗り越えて10年のときを経て、今ようやく口を開いた人、とてつもない苦難を少し整理できて話し始めた人もいます。そう考えると、復興はまだまだで、だからこそ伝承が大切なことと認識しております。大槌町でも、東日本大震災を後世に伝えるために忘れない、伝える、備えるを念頭に、震災伝承プラットフォームを設置し、去る9月25日に震災伝承ワーキンググループが開催され、

私も傍聴しました。

語り部・教育研修コンテンツワーキンググループのメンバーから、参加者が少ないので、もっと多くの町民が参加できるようにすべきであるとの意見も出されました。また、私の知人・友人には発災直後から自分で写真撮影をし、それらを基に命の大切さや自分が体験した悲劇を二度と繰り返さないように、語り部活動を行っている方々もいます。ワーキンググループには、このような実体験者を一人でも多く参加するよう呼びかけるべきだと思いますが、参加者の人選や参加者への呼びかけは、どのような方法で行ってきたのか改めてお伺いします。

次に、震災の実態と教訓の伝え方についてお尋ねします。

去る10月31日開催された旧役場庁舎跡地と、旧民宿あかぶ跡地の在り方についての検討会に参加しました。鎮魂の森や震災伝承展示室に加え、町全体を震災伝承の場として捉え、旧役場庁舎の跡地や観光船はまゆりが乗り上げた旧民宿あかぶ跡地等を、震災伝承に活用できるよう環境整備を進めるとの説明がありました。

参加者から様々な意見を聴取し、2か所を震災伝承の場にしていくとのことですが、一方では予算的なことなどの制約があることも説明されました。参加者から広く意見を募るのは必要なことですが、予算的なことや施設規模などについて町民や参加者の期待に十分応えられるか懸念しております。なぜなら、震災後に開催されたまちづくりワークショップでも様々な意見、要望が出されましたが、期待に応えられなかったことが多くあったことから、今回も同様のことになるのではないかと懸念しております。

そこで、町長は震災伝承に関心のある町民の方に参加していただき、その方々の意見を集約しようというお考えなのか。それとも、数多くの町民の意見を聴く機会をつくらうとしているのか。どちらのお考えなのかお伺いします。現在、震災伝承プラットフォームを設置し、震災伝承ワーキンググループも開催され、震災伝承に関する仮看板設置の準備が進められております。さらに、遺構となるものの設置も計画されておりますが、どのようにしてつくるかという議論がなされているものの、いつどこで誰が何をつくるのかというそもそも論を、明確にすべきだと思いますが、御所見をお伺いします。あわせて、被害の実態や教訓や、その趣旨をどのように考えているのかお伺いします。

3点目として、通学路における交通安全対策について御質問します。

最近のニュース報道を見ると、登下校時の児童生徒が犠牲になる痛ましい交通事故が後を絶ちません。岩手県警察本部が発表する県内の人身事故発生件数を見ますと、幸い

にして件数、死者数、傷者数とも昨年同期を下回っており、大槌町においても子供の関係する人身事故は発生していません。このことは、ひとえに警察署、交通指導隊、スクールガードや、日々立哨活動されている関係者の努力の賜物と深く感謝しております。

しかし、本年6月、千葉県八街市の市道で歩いて下校途中の小学生の列にトラックが突入し、2人が死亡、1人が意識不明の重体、2人が重傷を負う痛ましい事故が発生したことは記憶に新しいところです。この事故以来、町内の保護者も心配を募らせております。

大槌町では、児童生徒の通学路の安全確保として2015年3月に「大槌町通学路交通安全プログラム」を策定し、毎年、危険箇所の実態把握と対策案を検討の上、合同点検と対策を実施しており、その内容は町のホームページでも公開し、町広報紙でもお知らせしていることは承知しておりますが、なかなか保護者にこの情報がうまく伝わっていないのではないかと思います。

そこで、通学路交通安全プログラムに基づく合同点検実施結果が、確実に保護者に伝わるように、児童生徒に配布する手法も検討すべきと思われるが、御見解をお伺いします。

次に、通学支援基準の見直しに伴う通学方法変更についてお尋ねします。

大槌町教育委員会では、去る9月13日付で通学支援基準の見直しに伴う大槌学園児童生徒の通学方法の変更についての文書を、教育長名で保護者に通知しました。これに先立ち、8月19日には該当する地区の保護者に対し、教育長名で見直しに伴う通学手段の変更と児童生徒の通学練習についての説明会の通知が出され、9月8日に開催されておりますが、この説明会で保護者からどのような意見が出されたのかお伺いします。

また、通学練習で様々な検討や対策事項などが出されたと思いますが、それらに対する対策等はどのような内容かお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。時間があれば、再質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 白澤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町職員の不適切な事務処理についてお答えをいたします。

先般判明した修繕工事の未払いについて、町政に対する町民の皆様の信頼を損なう事態となり、度重なる不祥事を重く受け止めております。職員の懲戒処分は、関係法令等

に照らして厳正に対処し、公表してまいります。町民の皆様の信頼を回復するためには、適切な事務処理による行政サービスを提供し、安心安全なまちづくりに邁進する姿勢が認められることが必要と考えます。そのためには、行政職員としての規範意識の向上を図るほか、改めて財務規則及び契約事務マニュアルに基づく事務処理等法令遵守を徹底させ、不適切な事務処理の再発防止に努めてまいります。

次に、各課内における未然防止対策についてお答えをいたします。

不適切な会計処理を未然に防ぐためには、議員御指摘のとおり、日頃から課内や班内でミーティングを実施し、事業の実施状況を職員同士が共有し、何でも相談し合える風通しのよい職場環境が不可欠であります。これまで起こった不適切な事務処理での教訓を踏まえ、課内をはじめ庁内において目配り、気配りを心がけ、手続の誤りや不適切な事務処理の未然防止に努めてまいります。

次に、町役場内で担当している各種協議会や、連合会などの事務処理についてお答えいたします。

町が事務局を担う任意団体の数は22件であります。また、当該団体の経費について、当該団体の現金等は町の公金に属さないため、その取扱いについては地方自治法や町の条例、規則等の適用を受けず、団体独自の判断に委ねられており、原則的に任意団体の役員及び監事が主体となり、責任を持って管理すべきものと考えております。

しかしながら、町の事業と密接に関係し、町職員が関与しなければ団体自体の運営が円滑に進まないことも現実にあることから、町職員が任意団体の事務局を担うことは今後も継続せざるを得ないものと考えております。こうしたことから、事務局を担う場合には、会計事務において複数人の職員で管理するなど問題の発生を未然に防止できるよう取り組んでまいります。

次に、震災伝承の在り方についてお答えいたします。

初めに、各ワーキンググループの開催に係る周知方法についてお答えいたします。

震災伝承の取組を町民や企業、団体等との協働で推進していくこととしており、町内外を問わず誰でも広く参加いただけるよう広報紙、町ホームページ、定例記者会見で公表し、マスメディアからの周知も行っているところであります。また、参加いただいた方々には、次回開催について電話やメールを活用し参加を呼びかけるなど、一人でも多くの方々に参加をいただけるよう対応を図ってまいりました。

次に、ワーキンググループでの意見に対する考え方についてお答えいたします。

町民の方々との協働による伝承の取組を図ることとしており、多くの町民の方々に参加いただき、震災伝承事業に対し忌憚のない御意見をいただきながら、震災伝承の場の整備や震災語り部等の仕組みを構築していきたいと考えております。また、議論の過程では、他自治体の取組事例やそれらにかかる費用等についても提示し、参加者がイメージしやすい工夫を図りながら、議論を深めてまいります。

次に、震災伝承の場の整備方針と被害の実態や教訓、その趣旨についてお答えをいたします。

本年度は、ワーキンググループでの議論を踏まえ、旧役場庁舎跡地と旧民宿あかぶ跡地の2か所の整備計画を固め、次年度整備に着手する予定としております。この2か所を整備する理由といたしましては、旧役場庁舎跡地は震災当時の役場職員の行動など当時の記録から、震災津波の恐ろしさや危機管理体制の在り方などの教訓を後世に伝える場と捉えていること、旧民宿あかぶ跡地におきましては、震災津波により民宿の建物に大きな観光船が乗り上げた事実が、自然災害としてのすさまじさを伝え続けた場であること、そして両地は町の震災津波被害の象徴的な場であることから、この2か所を整備の対象とすることとしたものであります。

なお、整備事業は町が施行するものであることから、町の入札手順に沿って、入札で落札した事業者が事業を行うものと考えております。

通学路における交通安全対策につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 次に、通学路交通安全プログラムの合同点検実施結果についての周知方法についてお答えいたします。

例年、町のホームページ並びに広報紙によって保護者や地域の方々にお伝えしているところがございます。委員会としては、現段階において引き続きこの周知方法を継続してまいりたいと考えておりますが、さらに学園が発行する広報等においても取り上げられるよう今後協議してまいります。

次に、通学支援基準の見直しに伴う通学方法の変更についてお答えします。

保護者説明会においては、スクールバスの運行に係る通学支援の変更点と、通学手段がスクールバスから徒歩、自転車に変更となる児童生徒を対象にした通学練習の実施についての大きく2点について説明いたしました。参加された保護者から、スクールバスの運行に係る通学支援の変更自体に関する質問意見はありませんでした。

なお、10月に実施した通学練習は、終始円滑に実施され、検討事項は特に挙げられませんでした。通学練習は、次回3月に実施される予定ですが、これについても引き続き学園と情報を共有してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、5点、御答弁ありがとうございます。それでは、若干時間もありますので、再質問させていただきます。

まず、1番目に町職員の不適切な事務処理についてですが、職員の倫理条例の施行規則とか服務規程がある、それが職員に徹底されていないのじゃないかと、そのように感じます。不祥事が、この対策が適切に実施されておれば未然に防止、防げたはずだと思います。ですから、防止対策というのはつくることが目的で、全職員挙げて防止対策に結びついていないのか、そういう疑問を持っています。つくっただけではもう魂が入らない、ですから私も人間は完璧ではなく、私もミスすることはありますが、教育委員会で連続してこのような事故が発生することを見ますと、何で不祥事が起こったのか、それを検証しなければならないと思います。ですから、第三者委員会などを設置して不祥事の撲滅を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、第三者委員会の設置ということなんですけれど、第三者委員会については地方自治法、それから条例を制定してからの設置という手順にはなります。ほかの自治体等も、様々な案件での第三者委員会というのを設置している案件等が散見されますけれども、その内容を見ますと事実関係の解明であったり、実態把握に関する調査であったり、あとは再発防止策の提言といったのが、第三者委員会の役割とは捉えております。ただ、当町の場合、案件等見ますと、第三者委員会の提言であったりとか、そういうのを受ける云々の前に、やはり改めて自分たちがやっている事務事業のスケジュール管理だったり作業手順の確認、見直しというのが確実にやっていくことが、まず大前提にあるものではないのかなと考えております。その辺は庁内で共有して、確実に進められるように行ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 第三者委員会というのはかなりハードルが高いということ、私も理解しました。でも、撲滅に当たってはフィルターを何枚も何枚もつくって、発生しないような手だてをすることが私は大事だと思いますので、ぜひ今総務課長さんがおつ

しゃったことを実施していただければありがたいです。

それから、2点目に2016年度から不適正な事務処理が明るみに出るたびに、町長さん以下が謝罪して再発防止に努めるとか、指導徹底するとか法令遵守の意識徹底を図ると述べておられますが、議会全員協議会とか議会でこのように謝罪しているんですが、近隣市町村の例を見ますと、首長以下が並んで記者会見するというのも見受けられます。そういうお考えはないのでしょうか。また、このような事故が起こったときに、記者会見をして公表する、しない、それらの基準というのが大槌町の中では設定されているのでしょうか。その2点お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 不祥事が発生したときの公表基準の質問と捉えておりますけれども、当町においては不祥事があったときに、どういった案件のときに公表するかという指針というのは、策定はございません。不祥事があったときには、適宜これまでも議会には報告しているという状況でございます。

また、記者会見ということなんですけれども、記者会見の開催については不祥事の内容等考えまして、社会への影響等考慮して、記者会見が必要な案件の場合は記者会見を開いたり、そうでないのは、議会での全員協議会でとどめているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 重要性に鑑みとういことだと思いますが、私はやはり1円たりとも公金だと思っています。町民の皆さん方から頂いた税金を預かって、行政が仕事をしているわけですので、その業者の皆さん含めて、金銭の在り方というのはきっちりと緊張感を持って事務処理をせざるを得ないと思っておりますので、ぜひ今課長さんおっしゃったような基準で、チェックにチェックを重ねて事務事業を実施していただければと思っております。

それから、今回の不適切処理も本当に大勢の町民の方が残念だな、そんなことを声上げております。町としてどのように信頼回復をしていくのか、これから多くの町民が注視しているんですよ。職員一人一人が行政に携わる者としての意識を持って、役場としての規律を正しく行うべきだと思いますが、そのことを強く求めていきたいと思えます。何かコメントがあればお尋ねします。

○議長（小松則明君） 副町長。



○副町長（北田竹美君） この事務処理の一連の不適切な事象については責任者、事務のある意味責任者として大変申し訳なく思っております。昨年度以来1年間、私副町長を務めてまいりました。一般の民間の目線で、このようなことがなぜ起きるかということをも自分なりに考えてみました。

その一つは最も大きな原因は事業を施行する、履行する、実行するという事業計画を実行するという意味においては、当町はきちっと年間の計画を立て、第9次計画を立て実行しているものと認識しております。しかしながら、その一つ一つの事業、仕事というものがいかなる細分化された仕事によって行われるのかという、民間であれば極めて当たり前のことが、簡単に言えばブレイクダウンですね、一つの事業をすべきために必要な仕事というところのブレイクダウン、細分化が幾分甘いという認識を、私は持っております。

端的に申しますと、今回の不祥事もそうなのですが、事業をしなかった等々よりも支払の問題が特に多く出ておりますけれども、これが実際問題私の目から見ると、個人の起案によってそれがなされている事象というものがございまして。全部ではございませんが。すなわち、お金を支払うという部分について、個人の判断というものに依存しているところがある。それを決裁文書という形で持ち回って最終的に副町長、町長の決裁になるんですが、スタートが担当者の起案。

○議長（小松則明君） 端的にお願いします。

○副町長（北田竹美君） 失礼しました。

行われないうえで、この辺の仕事の仕方を抜本的に変えたいと思っております。これ、来年度からになるのか、もう少し早くなるのか分かりませんが、事業の進め方の棚卸しをしまして、仕事の進め方を全面的に変えたいという以外にないと思っておりますので、またこの内容については別途機会を設けて御説明をし、このようなことがないようにやっていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。一部の見直しはもう早いにこしたことがないわけですので、即刻そのような今副町長がおっしゃったような体制で進めていただければありがたいです。

すみません、時間の関係で震災伝承の在り方について御質問させていただきます。岩手県震災追悼式、来年は大槌で開催されると発表されております。この実現のためには

平野町長、かなり尽力されたと同っておりますので、改めて実現に向けての町長の受け止め方をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 来年3月11日に、県との合同での追悼式ということになります。県においては、各被災自治体に対して来年の追悼式に対して、意向があるかということでの意向調査が示されました。私とすればやはり県がそういう形で10年度以降、11年にかけて開催の意向があるのであれば、ぜひ手を挙げて一緒にやりたいということで、申出をしたところであります。結果的には、ほとんどの自治体が手が挙がらなかったというのは事実みたいですが、やはり忘れてはならない特別の日であります。県と一緒にすけれども、来年度以降もしっかりと忘れない、伝える、備えるの中でも、追悼の3月11日特別な日につきましてはしっかりと行っていきたい。もちろん、感染ということの気遣いをしながら進めてまいりたい、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。

私たちもできる限り成功のために汗を流すことはやぶさかではありませんので、よろしくお願いします。

2点目の震災検証に対する町長の考え方なんですが、私が常々思うのは役場職員の遺族に謝ったから終わりではないと感じております。震災検証は、私はこれからがスタートではないかと、見たくないものから目をそらしたならば、やはりこれは同じ悲劇が繰り返されると思っています。見たくないものからも目をそらさず、後世の人たちの命を守るために、今私は何をすべきかという覚悟が私は今求められているところだと思いますが、改めて検証に対する町長の考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 震災から10年たちました。様々な形で、忘れない、伝える、備えるという形で事業を進めてまいりましたけれども、議員言われるとおりに、これで終わりではないと思います。やはり、10年たって、これから20年に向けての取組はスタートし始めているということになります。ぜひ、多くの悲劇、様々なことがありました。そこをしっかりと伝えていく、それを文字にしたり、様々な機会を捉えながら進めていく必要があるだろうなということ、強く思っております。ぜひ、防災に係るもの、減災に

係るもの、そして心のケアに係ること、様々なことあります。決して、10年終わったからもう大丈夫だということではありませんので、危惧される様々な災害に対して、きちんと命を守るという取組をしっかりとしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。そのような趣旨で、これからも私たちをリードしていただければありがたいです。それと、震災プラットフォーム運営会議についてなんです、私の質問に対して2点ほどの趣旨内容を確認させていただければと思います。

1点目は参加者の人選や参加者の呼びかけを、どのような方法で行ってきたのかということ、改めてお伺いします。質問に対して、参加者への呼びかけについては私も理解しているんですが、すみません、呼びかけについては私も理解するんですが、参加者の人選について、もう少し詳しい内容をお聞かせいただければありがたいです。それから、2点目として被害の実態や教訓、その趣旨をどう考えているのかの答弁についても、趣旨内容についても、もう少し改めて確認させていただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 協働まちづくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えをいたします。

まず、1点目でございます。ワーキンググループの人選についてでございますけれども、こちらにつきましてはワーキンググループにおいてより広く活発な御意見を頂戴したいという方針に基づきまして、特に制限を設けることなく、町外の方からでもどなたでも参加を呼びかけているものでございます。

2点目についてお答えいたします。被害の実態や教訓、その趣旨ということでございますが、それぞれお答えさせていただきますと、旧役場庁舎跡地の被害の実態につきましては、災害時に10メートルを超える津波が押し寄せ、鉄筋コンクリート造り2階建てなどの役場庁舎が被災をしました。そして、そのことは津波被害の恐ろしさだけではなく、当時の町長をはじめ40名の職員が犠牲となり、震災津波に対する行政の危機管理体制が招いた事実は教訓であり、後世に伝える意味を持つ場であるということが趣旨でございます。

旧民宿あかぶ跡地につきましては、震災津波による民宿の建物の上に大きな観光船が乗り上げた場であり、被害の実態を示すものとしてその姿は世界中に発信され、伝えられました。このような自然災害のすさまじさを教訓として伝えてきた場であり、これら

の2か所は大槌町震災伝承津波被災の象徴的な場であると認識してございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。そういう趣旨の下でこれからも伝承を続けていただければありがたいです。

それから、震災伝承のプラットフォーム運営会議には、主に4つのワーキンググループがあって、語り部とか震災伝承の場の在り方の、現在それ3回開催しておられます。その運営会議はこの結果を逐一報告、議論がされて検討会にフィードバックされているんでしょうか。

それから、プラットフォームの課題というのは何なのか。もう一度そこをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、運営会議でございますけれども、当初年度内に3回開催を予定しております。第1回は8月19日に開催され、今後の予定としまして、第2回は行われているワーキンググループの検討内容の進捗状況等踏まえましてその中間報告を行い、第3回にはワーキンググループ検討による方向性や、次年度の活動等について御検討いただく予定としているものでございます。このため、ワーキンググループ開催ごとに運営会議を開催して、報告する予定ではございませんでしたので、御理解を頂戴したいと思います。

なお、今後の運営会議の開催時期といたしましては年明けに開催、第3回は年度末に開催したいと考えてございます。また、運営会議の開催につきましてですけれども、先ほどお話ししたとおり、ワーキンググループの進捗状況を見ながら開催予定としてございまして、当初の予定では第2回の運営会議を11月としてございましたが、こちら8月に行われました運営会議の席上でも、委員さんの方々からもう少しじっくりと検討する期間が必要ではないかとの御指摘もいただき、そのようなことから現在ワーキンググループにおける基本事項における基本的な検討期間を見直したこと等により、ただいま申し上げた時期、第2回を年明けにということで行っているもので、遅れたということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

次、ワーキンググループにおける課題ということでの御質問でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、参加者については特に制限を設けていないということから、常に参加の呼びかけや、なお参加された方々にさらに活発な御意見をいただけるように

することが課題ということであり、もう一つはそのようなことから会議の途中で参加される方もいらっしゃいますので、その方々に対する説明の方法など全体的なワーキンググループの内容、進め方についてさらに充実を図っていくべきものと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 少し、議論の充実が震災伝承の在り方にもかかってきますので、今課長さんおっしゃったようなことで、きっちりと進めていただけたらと思っております。

それから、プラットフォーム事業については7人の委員から運営会議が中心になっておりますが、ワーキンググループに運営会議のメンバーが少ない、そんな感じでおります。これは、私の感じです。ですから、運営会議はたしか8月に開催したきりで、その間ワーキンググループは複数回開催されているわけですが、委員の方々にしっかりワーキンググループの議論が情報共有されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 運営委員におかれましては、ワーキンググループへの御参加もいただくことといたしまして、当初より御理解と御賛同をいただいているところございまして、ワーキンググループ開催ごとに御連絡差し上げ、御参加いただけるようお願いしてございます。これまでのワーキンググループにおきましても、それぞれに運営委員の方々に御参加いただいているところではございますが、議員おっしゃるとおり、開催日時に御都合がつかないなどの理由で、やむを得ず出席できなかったという運営委員さんもいらっしゃいまして、ワーキンググループに対して常に運営委員の方々全員が出席されているという状況ではございません。

なお、必要に応じては運営委員さんに個別に御相談等させていただき、情報共有も図りながら進めさせていただいているところでございます。ちなみに、11月27日の第3回のワーキンググループにおきましては、7名の運営委員さんのうち4名の御出席をいただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ、委員のメンバーの方々にはワーキンググループの情報共有して、あるべき震災伝承の在り方を確立していただければと思っております。

それから、震災遺品の管理についてですが、大槌町震災伝承事業に関する基本的な考えに、震災伝承事業の課題、取り組むべき方向性として、現に現存する資料として画像、

映像、文章等の記録等があります。個人でも私は知り合いは個人でたくさんの方々のデータを持って、その方々が語り部をやっているのを承知しているんですが、そういう方々への協力依頼を行う考えはないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 震災津波被災状況に関する画像等につきましては、震災伝承における貴重な資料であると認識しております。これまでも、震災アーカイブの構築におきましても、町民の皆様はじめ様々な方々からの資料を御提供いただき、活用させていただいているところでございます。今後、震災記録の資料活用を進めていくに当たりましても、いただきました御意見は貴重な情報といたしまして、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） よろしくお願ひします。

役場で保管している以上に、貴重なデータを持っている方々がたくさんおられますので、そういう方々にもぜひ声をかけて、しかるべき震災伝承の形をつくっていただければと思っております。

それから町が保管している旧庁舎の震災遺品のはしごとか、時計などが役場に保管されているわけですが、これらは旧役場跡地に何らかの施設を設置して保管、展示する計画なんですか。改めてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 旧役場庁舎跡地の整備につきましてですが、こちら伝承の場として今後どのような在り方がいいのかということについて、現在ワーキンググループの中で御意見や御検討いただいているところでございます。その中におきましても、今御発言がありました同様の御意見が出されてございまして、貴重な御意見の一つとしてワーキンググループの中で検討が進められ、深められるものと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ、貴重な財産が役場で管理しているわけですので、それを皆さんに見ていただいて、きちっとした震災伝承の遺品としてぜひ展示するスペースも、きちっとワーキンググループの中であるべき姿を表していただければありがたいです。

それから、跡地整備についてなんですが、ワーキンググループの今年度の取組として

旧役場跡地や民宿あかぶ跡地の活用と併せて、整備計画の検討とありますが、整備計画というのは構造物を造ることなのか、単なる土地の造成整備なのかどちらでしょうか。

○議長（小松則明君） 参与のほうは何かありますか。推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えをさせていただきます。

確かに、整備という言葉からは、土地の造成やそれと併せて建物の構築することがイメージにもつながりますが、しかしここで整備とさせていただいてございますが、跡地をそのままにしておくのではなく、震災伝承の場として震災伝承によって活用できるような、伝えるための何かを含めた環境整備を進めさせていただくとしているものでございまして、おっしゃるような単なる土地の造成整備ということとしているのではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ちょっと、私も抽象的な御答弁で理解が苦しむわけですが、引き続き時間の関係で、私も注視していかせていきます。

それから、ワーキンググループで旧庁舎跡地に何もつくらなくていいのではという意見と、何かつくるといことなので話合いに参加しました、何もつくらないのであればもうこれから来ない、参加しないという意見も出ています。ですから、途中からの参加者は経緯を知らないで戸惑う参加者もおられると思いますので、話合いに入る前に前回の議論の経過をきっちり参加者に説明して、御理解をいただくような手法を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、ワーキンググループ、先ほどお話ししたとおり、できるだけ多くの方が参画いただけるようにということで行ってございます。このようなことから、おっしゃるとおり、会の途中からでも参加される方もいらっしゃいますことから、これまでも各回のワーキンググループの開催に当たりましては、冒頭に前回までの内容や、これまで出された御意見や課題等についてお示しして、全体の進め方の中で今回はこういったお話、検討をいただきますという進め方を行い、初めてその会に参加された方におかれましても、これまでの経緯を踏まえての御意見をいただけるように、配慮はしてきたところでございます。

しかしながら、御指摘いただきましたようなことも踏まえまして、今後もなお、さらにワーキンググループの進め方については工夫をさせていただきたいと思っております。よろ

しくお願いします。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 質問したいこと、いっぱいあるんですけども、時間の関係ありますので、進めさせていただきます。

それから、旧庁舎の跡地とかあかぶ民宿を解体して、すみません、旧庁舎を解体するか、あかぶ民宿を解体して今さら新しいものをつくるという考え方が理解できないという話す町民の方もたくさんおり、私のところに声を届いております。その点について町民に納得してもらう必要があるのではないかと思います、このような声に対する当局のお考えをお聞かせいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 旧庁舎の跡地について、今御指摘のとおり解体をし、その後あそこを緑地にして防災空地という話もありましたけれども、現在に至ってそれを整備していくと変わってきたことに対しては、町民の皆さんからそのようなお声が出ていることは、私も認識しております。

これは流れとしてはまず旧庁舎を解体を、議会の御質問においていたしました。そしてその後、もちろんその場所をどうするかという議論は当然進んでおりましたけれども、そのときは様々な復興の交付金の予算等の関係もあって、まずはあそこをそのままにしておくわけにいかないということがあって、緑地という形で整備せざるを得なかったということを御理解いただきたい。その後、それと併せてその場をどのように伝承の場として使っていくかという議論も、当然町の中ではありましたので、その具現化が今の震災伝承プラットフォームという形で旧役場庁舎及びあかぶ跡地をどうするかというところにつながっているものだと思っております、決して二転三転したという流れではないことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） この議論は町の人たちもこれからテレビ等で御覧になっている方もおりますので、副町長さんが言ったことは町民の方も御承知だと、きっちり聞いています。それから、構造物のことなんです、いろいろ町のほうにも議論は、ワーキンググループ、議論はあるんですから、それで町のほうで複数の案を示してそれに肉づけするような議論の展開も必要ではないでしょうか。どういうものをつくっても、どんどんフリートーカー、それもいいんですが、それですと終着点がよく見えない、



ぼやけてしまうので、そのためには町当局でアイデア、デザインを何点か出して、そのアイデアに対して肉づけするようなことが、私は必要だと思っております。

これは潤沢な予算の中で事業を実施するんであれば心配がないわけですが、震災後に行くと何度か開催されたまちづくりのワークショップの二の舞にならないように願っております。この点について御意見を。

○議長（小松則明君） 推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、伝承の場在り方ワーキンググループの進め方といたしまして、これまでやはり伝承の場における基本的な事項といたしまして、ものというよりも改めて誰に伝えるのか、何を担うのか、何を伝えるのかという基本的な事項について検討を重ねてまいりました。今後、これらの検討を踏まえまして、次回以降におきましては、出していただきました御意見等を基にしましたイメージ図等具体的なものをお示しして、さらに議論を深めていただく予定としてございます。

このように、ワーキンググループの進め方、全体計画におきましてもたまたま議員御指摘の工程を考えてございましたので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 相当時間も迫ってきました。仮看板の設置について質問させていただきます。12月3日の行政報告では、旧庁舎跡地と民宿あかぶ跡地の2か所に、先月末に仮看板を設置したと報告がありました。私もそれを見に行ってきました。この仮看板の設置については、震災伝承プラットフォーム等の意見を踏まえての内容なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 両跡地の仮看板の設置についてですけれども、こちらは大槌町震災伝承プラットフォーム構想策定段階から、やはり震災伝承の場としてそれらの場所を示すための何らかのものは必要ではないかと認識してございまして、また様々な方々からも御要望の声をいただいておりますことから、設置させていただいているものでございます。このため、今回の仮看板の設置に当たりましては、震災伝承プラットフォーム等からの御意見を踏まえてということではございません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 今回、仮看板ということですが、じゃあ恒久的な看板の設置はいつ頃の予定なのか改めてお尋ねいたします。

- 議長（小松則明君） 推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 両跡地の伝承の場としての環境整備のための具体的な事業実施を、次年度と予定してございますことから、これと併せてワーキンググループでの検討をいただきながら、設置されるものと考えてございます。
- 議長（小松則明君） 白澤良一君。
- 2番（白澤良一君） 11月27日に開催された震災伝承の場の在り方検討ワーキンググループに渡された資料、私も手元に持っていますが、そこには敷地の考え方が書かれていました。それによると、旧庁舎跡地は震災津波の恐ろしさだけでなく、町長以下40人の職員が犠牲となって震災津波に対する行政の危機管理体制が招いた事実を、教訓として後世に伝える意味を持つ場ということが書かれた資料が、今度作る看板もこれに沿った看板を作ろうという意図なのかお尋ねします。
- 議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今回、旧役場庁舎跡地に設置されます看板には、まずその場所が役場庁舎があったこと、そこではどのような震災津波が来襲したのか、そしてどのようなことが起こっていたのかとともに、今お話がございました震災津波に対する行政の危機管理が招いた事実についても、関係することについて記されているところがございます。
- 議長（小松則明君） 白澤良一君。
- 2番（白澤良一君） 時間の関係なんですけど、実は旧庁舎とか民宿あかぶを解体して新たな構造物を造るとか、そういう考え方が理解できないという町の人たちもおりますが、私はこの人たちに対して説明も大変苦労しているんですけど、こういう意見に対して町の考え方、どうしてお考えなのか。どういう説明をされているのかお尋ねします。
- 議長（小松則明君） 副町長。
- 副町長（北田竹美君） 解体をするのか、残すのかということだけで、私は伝承を語るができないというのが、この10年の結論だっと思っております。したがって、これからはそれぞれの場におきまして、伝えていくべきものの在り方がどうかという議論を重ねて進めてまいりたいと思っております。
- 議長（小松則明君） 白澤良一君。
- 2番（白澤良一君） 了解しました。そういう意気込みでこれからも進めていただきたいと思います。

それから、次年度の取組なんですが、プラットフォームの方向性については、次年度以降もずっと取り組まなきゃいけない課題だと思っております。次年度の具体的な取組はどのようなことを考えているのか、現時点でイメージしているものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 次年度以降でございますけれども、大槌町震災伝承プラットフォーム構想でお示ししてございますとおり、次年度以降の各ワーキンググループの取り組む予定といたしましては、震災伝承の場在り方ワーキンググループでは、両跡地整備事業について震災学習の研修や、来訪者に対する伝承の場活用の推進についてございまして、震災語り部育成ワーキンググループでは、語り部人材育成の推進について学校、家庭教育への展開等について検討する予定でございます。そして、震災教育研修コンテストの開発整備ワーキンググループでは、そのカリキュラム開発推進についてと、普及についてということで予定してございます。そういった内容で、次年度以降取り組む予定とさせていただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。まだ再質問の準備をしてきましたが、時間が来ましたので、これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

澤山美恵子君の質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） おはようございます。新風会の澤山美恵子でございます。今日はよろしくお願ひいたします。早速議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

まず初めに、役場職員の不祥事についてからお伺いをいたします。

生涯学習課職員による修繕工事費の未払いが、10月26日の議会全員協議会で報告され

ました。職員の不祥事の責任については、原因を徹底的に究明し、実効性かつ具体性のある取組をしなければ、再発防止はできないと考えます。こうした観点から、幾つかお伺いいたします。

まず、震災後に発生した全ての不祥事について、不祥事の内容、不祥事を起こした職員の所属、役職、性別、年齢、不祥事の公表日と公表方法、これは議会全員協議会または記者会見を開いて報告したもの、町のホームページに掲載したなどがございます。処分内容と処分理由、処分された全ての職員、これは特別職も含まれます。所属、役職。処分の公表日と公表方法をお伺いいたします。

次に、不祥事が起きるたび、当局は職員の規範意識や法令遵守の徹底を図ると約束しますが、不祥事はなくなりません。当局幹部の指導や管理監督に問題があるのではないのでしょうか。このことについて、具体的にはどんな問題があると認識しているのかをお伺いいたします。

不祥事がなくなる理由の一つとして、処分の在り方にも問題があるのではないのでしょうか。以下のような見直しが必要と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

まず、処分決定までに時間がかかり過ぎると思います。調査は専門家に依頼し、遅くとも1か月以内に処分を出すなどと決めてはいかがでしょうか。

次に、不祥事を起こした職員だけでなく、その上司についても厳しい処分が必要だと思えます。連帯責任の強化を図ってはどうかでしょうか。

次に、空き地対策についてお伺いいたします。

土地区画整理地内の土地利用意向調査が、先月の議会全員協議会で示されました。復興事業で生じた空き地対策について、私はこれまでも何度も一般質問してきましたので、やっと調査していただけることについては評価したいと思います。当局のこれまでの対応は非常に遅かったのではないのでしょうか。本来であれば、空き地バンクや補助制度を終えると同時に、次の策を打つべきだったのではないのでしょうか。こうしたことを十分に反省し、調査結果が出た場合は速やかに次の策を検討、実施していただきますよう要望しつつ、幾つかお伺いいたします。

まず、先月の全協では町方地区で882筆中320筆が空いているということで、空き地率は36%となります。安渡、赤浜、吉里吉里地区のデータをそれぞれお伺いいたします。

次に、意向調査は町方のみとなっていますが、全地区で行うべきだと思います。当局の見解をお伺いいたします。

次に、区画整理地以外にも町内には空き地が多数存在しております。防集事業で整備され、一般分譲化されている空き宅地は、町のホームページによると6月17日現在で11団地、24宅地あります。これ以外も防集元地として県立大槌病院跡地などもあります。現在、福幸きらり商店街跡地の検討会が行われていますが、空き地活用をどこか1か所だけで考えること自体に無理があると感じます。町内にある空き地を全て洗い出し、総合的に検討すべきではないでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

次に、3つ目ですけれども、(仮称)乗合タクシー事業についてお伺いいたします。

実証運行の計画案が先月の議会全員協議会で示されました。事業の対象は高台の防集団地やその周辺に住む人で、免許がない人または65歳以上の人を対象です。1人片道500円で、行き先は病院や商業施設などに限られます。運行する曜日も限られ、便数も行きと帰りで2便ずつです。事前登録や前日までの予約などといった手間も発生します。実証運行とはいえ、対象者の設定や料金、運行本数や乗降場所等利用者のニーズに合ったものなのか疑問です。そこで、次の点について伺います。

この事業のそもそもの考え方としては、町が高台に造成した防集団地の住民が坂を上がるのに大変だということから始まったものと認識しておりました。住民からすれば、当然町民バスは通るものと思っていたのに、どんな理由があるにせよ当局はバスを通しませんでした。こうした経緯を踏まえると、高台の防集団地で暮らす人には料金もサービス内容も、町民バスと同等のものを提供する責務があると思いますが、当局の見解を伺います。

次に、今回の事業対象の設定には違和感を覚えます。結論から言えば、高台の防集団地で暮らす人と、免許がない人または65歳以上の人へのサービスは分けて考えるべきで、別の事業にする必要があると考えます。高台の防集団地で暮らす人にはバスを通さなかった代償として、免許の有無や年齢にかかわらず誰でも利用できるようにするべきです。また、免許がない人または65歳以上の人には、いわゆる交通弱者に対する福祉的なサービスだと思いますので、これについては対象地域を絞らずに、町内全域で実施すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長(平野公三君) 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに役場職員の不祥事についてお答えいたします。

職員の懲戒処分につきましては、大槌町職員の懲戒処分及び公表の指針に基づき公表しているところであります。震災後における懲戒処分の発令状況につきましては、平成23年度、24年度における懲戒処分の発令はありません。平成25年度は道路交通法違反による主任主査級男性職員の戒告処分が1件であります。平成26年度は不適切な事務処理による部課長級男性職員の減給処分が7件、主事級男性職員の戒告処分が1件であります。平成27年度における懲戒処分の発令はありません。平成28年度は不適切な事務処理による主任級男性職員の減給処分が1件、主任主査級女性職員の戒告処分が1件であります。また、欠勤による主任級男性職員の減給処分が1件、主任主査級男性職員の戒告処分が1件、主事級女性職員の戒告処分が1件であります。平成29年度は不適切な事務処理による主幹級男性職員の減給処分が1件、また欠勤による主任級男性職員の減給処分が1件であります。平成30年度は不適切な事務処理による主任級男性職員の減給処分が1件であります。令和元年度は不適切な事務処理による主事級男性職員の減給処分が1件であります。令和2年度における処分の発令はありません。

以上、震災後における懲戒処分は事案11件、延べ18人となっております。公表につきましては指針に基づき、町ホームページ及び広報紙への掲載により公表しております。

御指摘にありました町幹部の指導や管理監督につきましては、過去に発生しました不適切な事務処理においてもチェック体制の不備が原因の一つと挙げられ、日々の業務の中で小さな単純ミスや失念等の積み重ねに気づかない、気づけない体制が重要なミスにつながっているものと捉えております。

また、職員一人一人が高い倫理観を身につけ、不祥事に社会に与える影響を深く認識し、常に他人事ではなく自分事として捉えて行動することの大切さを、管理職はより一層自覚し、職員個々の理解度にばらつきがないよう徹底していく必要があると考えております。

次に、処分の在り方についてお答えします。職員に対する懲戒及び分限に関する処分の実施については、その適正を期するため規則により大槌町職員懲戒分限審査委員会を設置し、町長はあらかじめ同委員会へ諮問し、その答申を踏まえた上で処分を決定することとしております。また処分の決定までには当事者や関係者へのヒアリング等による事実関係の調査や、関係法令等に照らした懲戒事由の確認、岩手県への事例照会や顧問弁護士への相談等を踏まえながら処分量定の検討を進めていくため、処分決定までのスピードについては事案によって異なりますが、一定程度の時間を要します。

なお、上司の処分についても大槌町職員の懲戒処分及び公表の指針に定めており、町の指針における管理監督責任は、人事院の指針に準じております。

次に、土地区画整理地内の空き地状況についてお答えいたします。

安渡地区の空き地の状況は205筆中50筆で約24.4%となり、面積では7,602.13平方メートルが空き地となっております。赤浜地区の空き地の状況は182筆中46筆で約25.3%となり、面積では1万1,663.53平方メートルが空き地となっております。吉里吉里地区の空き地の状況は274筆中50筆で約18.2%となっており、面積では1万1,395.09平方メートルが空き地となっております。なお、町方地区の空き地の状況は882筆中320筆で約36.3%となっており、面積では6万4,308.84平方メートルが空き地となっております。

次に、空き地の意向調査の実施地区についてお答えをいたします。

土地区画整理地内の所有者意向調査は、にぎわい創出や移住定住促進など地域活性化を図るため、平成28年9月から平成30年12月にかけて実施し、調査から約3年が経過したことから改めて土地所有者の意向を確認するものであります。前回の調査時の土地利用状況は、整備間もないことから全地区のほとんどが更地でありましたが、現在においては町方地区以外のほとんどが住宅で利用されている状況であります。町方地区の土地利用状況は、住居のみならず店舗、医療などにぎわいにつながる事業用地として活用する方が多い一方、11月時点で6万4,308.84平方メートルもの空き地が点在し、その所有者は個人、法人で325人となっているところであります。

これらの状況を踏まえ、今回の調査はにぎわい創出や移住定住促進など地域活性化を図るためには今後どのような施策や対応が有効か検討するため、その土地の所有者の意向がどのようなものであるか、傾向を把握したいと考え、町の中心地で広く空き地が点在している町方地区を調査対象としております。

次に、空き地対策の総合的な検討についてお答えいたします。

町有地の空き地については防災集団移転促進事業で整備した住宅団地の空き区画を一般分譲し、移転元地においては産業集積地をはじめとした産業振興に資する整備に加え、スポーツ振興や郷土材を活用した社会教育に資する基盤整備など総合的に取り組んでおります。しかしながら、岩手県が所有する県立大槌病院跡地や、福幸きらり商店街跡地などの利用目的が定まらない空き地については、引き続き検討してまいります。

次に、(仮称)乗合タクシー事業の基本的な考え方についてお答えいたします。

初めに、現在策定中の(仮称)大槌町地域公共交通計画の策定過程において、実施し

た町民アンケート等では高齢者は坂道の移動負担から外出を自粛していることや、通院や買い物などの送迎を頼れる人がいないという声が多く上げられたところでもあります。また、公共交通事業者からは人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が年々減少して事業の継続が厳しい状況にあると聞いております。これらの問題は交通不便地域の解消と、高齢者の外出機会確保が課題と捉え、来年4月から（仮称）乗合タクシーの実証運行を目指して事業者とともに協議を進めております。利用料金及びサービス内容については、他市町村の事例を参考にしながら地域の公共交通を持続させるため、鉄道や路線バス、タクシーとは違うサービス内容と運行方式を踏まえ、大槌町公共交通会議で協議を進めております。

また、実証運行時には利用料金やサービス内容など事業者や、利用者からそれぞれ御意見をいただきながら、鉄道やバス、タクシー事業に与える影響を検証してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）乗合タクシー事業の対象者と対象地区についてお答えをいたします。

（仮称）乗合タクシー事業実証運行の事業計画案は町内全域を対象とした（仮称）大槌町公共交通計画の策定に関するヒアリング結果と、地形や道路状況等踏まえ、現行計画の交通不便地域について、既存バス路線から500メートル以上を、おおむね200メートル以上に見直し、改めて検討を進めております。対象者の考え方については、日常的に自家用車で移動することが困難な自動車運転免許証を有しない方と、免許取得者が高齢によって自動車運転免許の返納を考える機会において、本制度を利用できるように、免許を有する65歳以上の方を対象に、検討を進めております。対象地区については、路線バス、一般タクシーの役割と民間事業に対する経営圧迫の回避など様々な視点から公共交通事業者と調整を図り、沢山地区、迫又地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区、浪板地区、小枕地区の7地区を実証運行の対象地区として進めております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 再質問に入る前に、当局の答弁をめぐって昨日いろいろ問題がありましたので話をさせていただきます。ちょっときつくなるかもしれませんが、私は今日不祥事についての質問をいたします。不祥事をなくすためにも言わせていただきますけれども、まず先週金曜日に答弁を受け取った後、不祥事のところで区画整理のところの質問で、当局の答弁の間違ひを見つけて、昨日指摘をさせていただきました。いずれも単純なミスでしたけれども、答弁が町長や幹部など複数の目を通っているはず



なんですよ。にもかかわらず、ミスがそのまま出てくるということは、町長はじめ当局全体に緊張感がないんじゃないのかなと思います。

さらに、問題はこれだけではありませんでした。1番目の質問で、不祥事の公表は指針に基づき、町ホームページ及び広報紙に掲載との答弁がありますがけれども、昨日担当課に確認したところ広報には掲載していなかったと言われました。これだけでもびっくりはしたんですが、いつから広報に掲載することになったのか前任者に聞いても分からないということでした。このやり取りの後で、私も広報に載っているのを見たことがなくて、昨日おととい聞いたんですけれども、それが本当なのかどうか自分でも確かめなければならぬと思って調べてみました。

全部は確認はできませんでしたが、時間がなくて、一般質問の再質問も考えなきやないので、見つけたのは令和2年3月に処分された不祥事は2020年5月号に掲載はされておりました。その前の平成30年度と平成31年度に処分された不祥事は、見つけることはできませんでした。担当課が言っていることと、この答弁がどこまで本当なのかとか。一体この答弁は誰がつくっているのだろうかとか、問題が幾重にも重なってきて、私は利口ではありませんので、何が何だか分からなくなってしまいました。

本当であれば、私以外の5人の議員の分も含めて全ての答弁を再確認しない限り、本当であれば一般質問にも入れないんじゃないでしょうか。この問題については当然改めて議会に説明があると思います。取りあえず、今日は昨日のやり取りでよく分からなかった部分を明らかにしてもらった上で、町長の見解を聞かない限りは、当初用意していた再質問に入ることはできません。本来であれば、この分の時間は止めていただきたいんですけれども、このまま再質問としてやらせていただきます。時間もありませんので簡潔かつ明確に御答弁をお願いします。

ここでの質問は2つです。

1つ目は、不祥事を広報に掲載する指針はいつつくられたのか。2つ目は、広報にはいつからいつまで掲載していなかったのかの2つです。あわせて、このことについての町長の見解もお伺いいたします。

本当はミスの部分も差し替えでいいのかなと、私思いました、でも、こういったミスの積み重ねが不祥事につながっているわけなので、これをなあなあにしておくのは駄目だと思い、問題にいたしました。震災復興が終わった今、これから本当に町民の皆様のために緊張感を持って、業務に当たっていただきたいと思います。それではお願いいた

します。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 御説明させていただきます。

昨日、澤山議員から一般質問の答弁のところで間違い等指摘を受けまして、確認をさせていただきました。確認をしたことで、また改めて私どものミスというのを把握できました。大変申し訳ございません。

処分の公表指針が、いつからできたものかというところからだったんですけれども、まず資料を私の手持ちの資料を確認したならば、平成29年7月3日に部課長会議が開かれておりまして、そこで今の公表指針が更新になりました。今の状態で、町ホームページ及び広報紙への掲載ということが掲載されているということでございますので、平成29年7月3日の部課長会議で共有されました。執行自体は7月1日からということになっています。その前については広報紙への掲載というのはございませんので、それまでホームページの掲載でよかったということにはなります。

実際、その答弁書に基づいて、澤山議員の確認されて広報紙への掲載がないという御指摘を受けておりました。私どもも確認したならば、実際のところやっていないようだという状況になっておりましたので、ここの部分については改めて大変申し訳なく思っておりますし、実際の事務を進める上ではやはり、前の人の事務をそのままただやるということではなくて、改めて確認作業やりながらやることも必要なのではないのかなと認識しております。特に、この復興事業の期間につきましては、通常よりも業務がかなり多くなってきているということもあって、錯綜しているような時期等ありましたので、そうしたところで引継ぎのところであまりいかなかったりだとか、そういったこともあったのだらうなと認識しております。その辺につきましては、今後同じような間違いないように、しっかりと事務を執ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） もちろん一般質問に対する答弁検討は、もちろんされます。全体としてのくくりとすれば、その答える方向性が正しいかどうかというのは、私の判断ですので、積み上げられた数字とか、それについては担当課の積み上げが、バックデータがあるものと、それは信用しながら進められております。

○議長（小松則明君） マイクを。

○町長（平野公三君） しかしながらやはり、議員御指摘のとおり、その答えが間違っ

いるということ、ましてそれを差し替えていることは大変申し訳なく思っております。きちんと数字が合っているかどうかという部分については、しっかりと吟味をさせる必要があると思いますので、議員御指摘のとおり、それによってこれまでの議会における一般質問、またそれぞれの質問が本当に合っているのかどうかということがあってはならないと思いますので、今御指摘については十分に集中しながら、数字についてのバックデータも含めてしっかりと把握できるようにしたいと思います。

また、やはり公表の在り方についても、しっかりと規則、規定に基づいたことができるように、過日も思ったんですが、決して一職員だけが問題ではなくて、しっかりとチェック体制、つまり管理職がどれほどのものをしっかりしているかと、部下たちがそこは抜けていたならばきちんと指導する、チェックする、そういう体制こそが必要じゃないか。やはり、一職員だけに仕事を任せるのではなくて、組織全体として何か起きた場合には完全に管理を含めた部分が、管理が徹底しなかったという反省に基づいたしっかりとした報告を議会に上げるべきだと、私自身は思っていますので、これまでもいろいろ様々出ました。やはり、個人に負担をかけるようなことではなくて、組織としてしっかりとチェックできる、また先ほども前の質問でありましたとおり、組織としてどうチェックするかということをしっかり構築してまいりたいと、強く思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それでは、本来の再質問に入らせていただきます。

まず、役場職員の不祥事についてからいきますけれども、質問させていただきますけれども、事案は11件ということで、平成27年で区切ると町長就任後は9件になります。今年度分はなしとなっていますけれども、まだ処分されていない2件を足すと11件になります。1件でもこれ以上増えることになったら、やはり責任というのはトップの責任問題につながりかねないと思いますけれども、不祥事が相次ぐことについての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の運営の仕方というのは、やはり町民の方々に広く、私たちが行政運営において信用を失うことのある事案については、金額の多寡ではなくて、報告する必要があるだろうと思っております。私の中では、就任以来、議会に対してうそをついたことはありません。やはり、事務として間違ったことがあれば公表していく、その姿勢を崩さないで今までやってまいりました。ですから、いろんな意味で情報をしっ

かりと提示することは私の責任であり、また処分の対象もしっかりとしていくということが必要だろうと思います。行政運営においては、責任はもちろん感じております。

そう言いながらも、私とすれば負託を受けた行政運営をしっかりと、中では職員にしっかりと事務事業に対して取り組んでもらう、そういう必要がある中で、やはり誤りがある、それは議会を含めた町民の方々にきちんと公表して処分を行うことが、私の第一義的な責任だと思っていますし、私の責任はやはりその誤りがなくなるような組織改革、また含めて様々に取り組むことが私の責任だと思っています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 町長もおっしゃるとおり、トップの責任は重大だと思います。指導、管理、監督を徹底してやっていただきたいと思います。

不祥事が起こるたびに、そのたびに対策が取られるわけですけれども、一向になくならない。答弁では、幹部の単純なミスや失念の積み重ねが重大なミスにつながるとありますけれども、まさにそのとおりです。それが、あの3.11の震災、大津波のような最悪な事態にもつながっていくのだと思います。

ただ、その一方で幹部の指導や管理監督におけるチェック体制の不備だったり、単純ミスや失念については、いささかの疑問を感じます。チェック体制については既に課内で班体制を設けたりとか、業務マニュアル化をしたりとか、チェックシートを作ったりしているはずですし、単純ミスや失念については、新人職員であれば仕方ないのかなというのがありますけれども、この表に載っているとおり、ほぼ幹部です。幹部になってまでこういうことを繰り返すのかと思いますが、本当にその都度対策は取っているけれども、実行にまで、臼澤議員も言いましたけれども、実行にまで行っていないんじゃないか。ただつくっただけにとどまらせているのではないかという、チェック体制が業務に応じた方法を取ってはいかがなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） やはり、日常の業務、正確な業務を遂行するためには、確認というのは必要なことだと思います。これは民間企業でも同じなんですけれども、やはり確認作業というところに具体性というのをもう少し突き詰めて、しっかりと取り組んでいく必要があるのかなと考えています。その辺につきましては、今後改めて再度、庁議等で課長職が集まったときに、その辺は情報共有しながら日常の業務の点検のところについて、確認をしていければいいとは考えております。

事務の点検については、1週間に1度であったりとか1か月に1回であったりだとか、そういったところでスケジュール管理とか、そういったことが必要になってきますので、その辺改めて情報共有を図りながら進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 情報共有はしっかりと持ってやっていただきたいと思います。

答弁を見ますと、決まりに従ってやっているからと、見直しはしないということだと思います。私は、決まりを聞いているのではなくて、見直しを求めているわけです。不祥事を二度と起こさないというのであれば、大槌町独自のルールを設けてはどうなんでしょう。今の状況を何か一つでも変えないことには、再発防止というのはできないと思います。どうしても今の決まりを変えないというのであれば、やはりせめて運用を見直すなどあってもいいんじゃないか。決まりは決まりとして、少しでも早く処分できる方法はないかとか、不祥事が多い町だからこそ、町独自に連帯責任を強化してはどうかなど、様々あると思います。少しでも改善していこうという強い思いもあると思いますが、再発、そういった強い思いが再発防止につながるんじゃないかと思います。このまま、何も見直しもせずに万が一にもまた不祥事が起きたら、そのときはどうされるんでしょうか。これは町長にお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 町長の御指名でございましたけれども、私からも一言お話をさせていただきます。

先ほどの白澤議員のお話にもありましたけれども、今まさに澤山議員の御指摘のとおりでありまして、気づかない、気づけない体制を見直すと言いつつ、11件のものがこのように引き続き行われるというのは、やはり何かそこに重大な見落としがあると私は思っています。したがって、その重大な見落としがなんであるかをこれから課長、マネジャー職も含め、職員もそうですが、全面棚卸しをさせます。その上で、必要な、運用方法なのかあるいは決定なのかというところを、きちっと平場に出して、その上でどういう形にすればいいのかということ、きちっと実践をしていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、不祥事が起きないようにするためには、やはり職員一人一人の思いをしっかりと受け止めて、個人に任せきりにしない、課で業務をするという考え方や、自分事ではなく自分たちのことと

して、不祥事に取り組んでいってほしいと思います。まず、不祥事に取り組むためには管理や監視の強化しても、今度は職員が無理なら無理です、ここまでしかできませんとか、そう気軽に発言できるような環境も整えていくべきだと、私は思います。また、職員が管理、監視の強化した場合、職員が委縮しないようにしっかりと、コロナ禍では密は駄目ですけれども、しっかりとコミュニケーションを密にさせていただきたいと思いません。また、不適切な事務処理や不祥事を起こすたびに、町民の皆さんの信頼を損なうわけです。改めて、本当に全ての職員が重く受け止めて、信頼回復に向けて覚悟を持って再発防止に取り組んでほしいと思います。

それでは、次に、まだいろいろ聞きたいことがありますけれども、時間がありませんので、空き地対策について入らせていただきます。

まず、区画整理区域の空き地対策については、2つの視点があると思います。地域という視点と事業用地化の、住宅用地化という視点です。前回の空き地バンク等補助制度は町方、安渡、赤浜、吉里吉里の4地区でやったと思います。そして住宅建築補助制度という名前のおり、時期的にも住宅用地という側面のほうが強かったと思います。今度、どこで何の対策をするかって考えた場合、答弁を見る限りでは、町方地区の事業用地としての対策を考えているのかなと思います。ただ、今回示されたとおり、安渡と赤浜でも4分の1、吉里吉里でも5分の1が空いていますので、そこも無視はできないと思います。また、町方以外は住宅用地に使われてきているというのであれば、住宅用地としての対策も必要なのではないかと思います。

同僚議員からは、かまどの家の補助もという意見も出ておりましたけれども、私としては前回の補助制度では、同じ被災者であるのに町民を分断してしまったんじゃないかなと感じます。今後町外の移住された方に対しての制度にしたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そこには議論の余地はあると思いますが、町方だけでなく4地区全ての対策と、事業用地だけでなく住宅用地の対策も必要になるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、町方地区については町長答弁でもありましたように、にぎわいの創出であり、そういうものが必要であろうと思って、今回は事業用地も含め、住宅も含めなんですけれども、そういうような意向調査をさせていただいております。あと、住宅施策につい

てなんです、澤山議員御意見のとおり、今後は移住定住なり人口増加を図るような施策の取組は必要であると考えております。そういう中で、どういう取組が今後やっていかなければいけないかという、区画整理土地以外にも住宅建設可能な用地はありますので、やはり人が入ってくる、町外から入ってくる、そういう町外からの人口の移住があるようなものに対しては、やはり町内全域での対応は考えて行かなきゃないだろうと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） よろしく願いいたします。

次に、防集事業についてですけれども、空き宅地が24宅地って結構多いですね。これが全て分譲できればいいんですけれども、できないようであれば何らかの対策がここでも必要になると思います。区画整理でやった空き地バンクと補助制度のように、防集宅地でも似たような制度をやれるんでしょうか。防集空き宅地を全て分譲もできそうかという見通しも併せてお願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

住宅支援制度という観点で質問があったと認識しております。現在、住宅需要は落ち着いている状況があります。今、町民の中で建設を考えている方は少ないんでないかなと推測しておりますので、やはり先ほどお答えしたように、人口増につながるような移住施策について総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 移住施策をするのであればこの前の質問のときに言いましたけれども、副町長は洋野町の例を挙げて言いましたけれども、そのぐらいのことはできないけれども検討してみますという話でしたが、やはり思い切った施策をしなければ移住定住の方たちも、こっちの交流人口拡大に向けてのあれはこないと思うので、その辺はしっかりとお願いします。

次に、県立大槌病院跡地やきらり商店街跡地以外にも、防集元地として赤浜、安渡、吉里吉里などにもある程度まとまった空き地があると思います。例えば、赤浜地区の防潮堤と盛土の間とかもそうだと思います。そういう土地がどれくらいあるのかも、私は承知しておりませんが、町のにぎわいや産業に必要なものとして、今名前が挙がっているだけでも、子供の遊び場だったり郷土芸能拠点施設だったり、最近では郷土資

料館の話も出てきております。そういうものを一度リストアップしてみてもどうなのかなと思います。また、同時に、区画整理や防集などで生じた空き地は場所とか広さ、用途などは様々ですけれども、それもリストアップしてみんなで集まって検討してみてもどうなんでしょうか。

私が総合的に検討してほしいという意味は、役場の中だけではなくて、課ごとに縦割りで考えるという意味ではなくて、町民みんなで総合的に考えることが必要なのではないかという意味ですが、町長はいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 担当課。町長。

○町長（平野公三君） 空き地対策につきましては、やはり総合的なことを考えていかなきゃならないと思います。澤山議員御指摘のとおり、町方だけではなくて、安渡、赤浜、吉里吉里もありますので、しっかりと考えていく必要もあると思いますので。しかしながら、今のところは町方の跡地、そしてきらり商店街、大槌の病院跡地については、これからいろいろ考えていかなきゃならないと思います。産業用地とするかどうかというものはあるんですが、何とか、何をするか、最初に空き地ありきではなくて、何か私たちがしなきゃならない、そのときにこの土地があるよねというプロセスを踏めればなど、実は思っていました。何か無理があつて何とか使わなきゃならないというところにはなかなか難しい。例えば、地区におけるアイデアがいろいろあつて、それをやる中で、この土地使えるよねという流れの考え方のプロセスが、とても大事じゃないかなと思いますので、先ほど、いみじくも町民の方々の御意見というのもあります。地区の方々にも入りながら、またもしかしたらば広く町外の方々の知恵がある方々、いらっしゃいます。そういう方々で空き地をどう利用するかという意見も募りながら、ぜひ全体的な俯瞰をした空き地対策というのは、取り組んでいく必要があるだろうなとは思っています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 最後に、まちづくりについての基本的な考え方、これも町長にお伺いいたしますけれども、人口減少が進む中で中心市街地にまとまって住んでもらうという考え方もあります。行政の効率化を考えてのことなんですけれども、私は金澤の出身でそういうこともあつて、中心市街地でない地域の活性化も考えたほうがいいんじゃないかなと思っております。区画整理の質問のところ町方以外は住宅用地とありましたけれども、町方以外でお店を建ててもらうのも大歓迎だと思いますし、一気に魅力ある店とか、事業者がいれば地域の拠点ともなると思います。活性化にもつながるん



じゃないかなと思っております。

今回の答弁を見ても、当局はどうしても、町方中心の町方ありきの考え方だなど思うんですね。これは考え方の違いで、それがいいとか、どちらかがいいとか悪いとかの話ではなくて、やはり平野町長が考える中心市街地と、そうでない地域のバランスとその方向性についてお伺いしたいなと思います。

○議長（小松則明君） 町長。ちょっと時間止めて。

町長だけが答弁者でないんですよ、議会のほう。議会でなく当局。各課長が全員となって答弁してください。担当課長。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、町方以外のということも、町のにぎわいという視点でお答えいたします。

まず、町方であっても吉里吉里、安渡、赤浜であっても、やはりそこでにぎわいを創出するのは住民が主役で創出することが、その地域の活性化につながるものと考えております。ということで、現在の少子高齢化、人口減少が進むという中で、そういうのはどういう取組が今後できるかというものは、考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 時間もなくなりましたので次に移らせていただきますけれども、（仮称）乗合タクシー事業についてをお伺いいたします。

ここでの答弁は質問とちょっとずれていたんじゃないかなと思いますので、もう一度伺いますが、まず町が高台造成した防集団地の住民には、町民バスと同等のサービスを提供する責務が、当局にはあると思います。というのは、震災で災害危険区域に指定された場所に住んでいた人たちに、町が団地を用意いたしました。その際の住民は、当然バスが通るものと思っていたはずです。少なくとも当局は町民バスは通らないのであらかじめ御了承してくださいということは、多分説明はなかったと思います。

今回、他市町村を参考にしたと言いますが、被災地特有の事情だったり同じ被災地でも自治体ごとの事情、同じ町内で団地ごとの事情というものもあると思います。タクシーで500円は安いんじゃないの、だからいいんじゃないかと考えているかもしれませんが、そもそも今回通常の過疎地対策ではなくて被災者対策だったはずだと思いますけれども、防集団地の住民に対する町の責任と義務から始まった話だったんじゃないかなと思います。当局は区画整理区域にはいろんな補助を出す一方で、防集団地には買い物や通院や最低限生活に困っている人々に、そういう人々に特化した対策はあ

まり打っていないんじゃないかなど、私は考えています。

その格差に憤りを感じる住民は多いと思いますよ。便利なところは、より便利になる。不便なところは、より不便になるという構図のように考えます。公共交通以外でもこうした考えでまちづくりを進めるのでしょうか。それに防集団地の空き宅地を今後一般分譲するに当たっても、やはり公共交通が充実していないということが足かせにならないか心配です。防集団地の住民に対する当局の責務についてお願いします。

○議長（小松則明君） 当局。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

責務ということと関連するかあれなんですけれども、今までの経過とすれば仮設住宅がありまして、その周辺にも防集団地が造成されております。そこに対して国の支援がありましての臨時バス、ハイエース等での臨時バスを運行させていただいておりました。その支援が平成30年で終了すると、そこまでの運行経費については10割国の補助で運行していたもの、それがなくなるということで町民バスと県交通とダイヤ改正、循環バス等踏まえましてダイヤ改正等して、若干便数も減便しながらダイヤ改正等を行っております。その判断した材料については、財政負担金の、そこから発生してくるということで、そこから検討させて、そういう状況のダイヤ改正をしております。ということで、防集団地に交通を、町民バスをずっと続けるということについては、走らないとも言っておりませんが、走るとも言っていないような状況と（「走らないとも言っていないし、走るとも言っていないってどういうこと」の声あり）という状況でダイヤ改正等させていただいています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 走る可能性もあるということですよ。まあ、はい、はい。すみません。続けて続けて。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 30年でハイエースの車で迎えに行ったり、送り迎えってしていた。それが国からの補助ということなんですけれども、やはりそういうことをやっていたかなければならないんじゃないですか。大槌町、大変ですけれども、財政的には大変ですけれども、やはりそういうことは続けてやったほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今御指摘がありました澤山議員からの防集団地で暮らす人々に

対してといいますか、そもそも防集団地って何でできたのといったら、それは住んでいるところから移住させたでしょう、理屈はもう私も今聞きながら全くそのとおり、同感でございます。ただし、今回のその乗合タクシーにつきましては防集団地も全く含めなかったことではありませんが、いわゆる震災後の町の様子がちょっと変わって、その交通の部分の救済しようということで、この交通計画委員会の中で議論されてきたということでございます。私も、委員長をしておりますので、防災団地で暮らす方々の交通というものをどう考えるかということに関しまして、今後議題にそれを乗せまして考えるべき、移行するべきことだと、今議員の議論を聞きながら考えておりますし、当然、私もそうは考えてきましたけれども、それほど防集団地の方々のお困りが強いということであれば、これは再考せざるを得ないというよりも、するべきだと思っておりますので、委員会の中で議論させていただきます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 前向きな検討ありがとうございます。本当に、防集団地に住む人たちはとてもこれを聞いて喜んでおりますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、免許がない方や65歳以上の方についてですが、既存バス路線から200メートル以上となっていますけれども、対象地域は沢山や迫又などの7地区に限られます。逆に言えば、この7地区以外の地区では既存バスから200メートル以上の場所には免許がない方、65歳以上の方は住んでいないというのであればいいんですけども、万が一そうでなければ、住んでいる場所で切り捨てられてしまうということになりかねないと思いますが、確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、200メートルの基準、7地区を選定したという経緯ではありますが、住民ヒアリングで日頃通常タクシーを利用している方が外出機会を自粛している地区といたしております。また、町民アンケートやヒアリング等で特に希望が多かったのが沢山、迫又、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板、小枕の7地区で、そして実証運行の対象地区としてまず始めてみようということで今回の計画案であります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 全て実証運行後ということだと思いますけれども、その実証運行するために本設運行というか、それに移行するためにも、やはりこういったことをき

ちんと考えながらやっていただきたいと思います。

それから、私がもう一つ疑問に感じるのは、町が高台造成した防集団地の人には、免許がない、65歳以上という条件をつける、免許がない65歳以上の人には対象地区を設ける、経緯も性質も異なる対象者を1つの制度に当てはめようとする、どちらにとっても半端な制度になった気がします、先ほど副町長が前向きに検討すると言ってくれましたので、中途半端な制度になったんじゃないかなという部分でお聞きいたします。

○議長（小松則明君） 難しいな。副町長。

○副町長（北田竹美君）、 これ、今の防集団地の課題も含めまして、今回言い訳に聞こえるかもしれないですが、今回のデマンドタクシーについては一応実証という形で進めさせていただきますので、その中で現実タクシーを運行させた場合に、どういう問題が出てくるのか防集団地を含めまして、きちっと評価させていただいた上で交通の検討委員会に提案させていただきたい、反映させていただきたいと考えていますので、御理解ください。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

それでは、1回500円の料金も、付添い代として1世帯当たり2人まで500円にするとか、そういったことも検討をお願いしたいと思います、御夫婦で乗られる方もいるし、また体の不自由な方にも付添いがつくわけですので、そこら辺の検討もお願いします。

また、便数、時間などについても予算がないからという理由で、サービスがどんどん削られがちですけれども、行政の責務としてサービスも充実をさせて、より多くの人に利用してもらえればいいなと思います。本格運行ではみんなが満足してもらえるような内容を期待します。

以上で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君の質問を終結いたします。

13時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0時09分

○

再 開

午後 1時20分

○議長（小松則明君） 再開します。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響もありながら、2年が経過いたしました。昨今では第5波が収束傾向ではあるものの、諸外国では依然と感染が拡大し、感染症のプロの方もなかなか予測が困難な状況となっております。また、変異株の報道が駆けめぐり中、3回目のワクチン接種の案内も始まり、もう少しの辛抱であることを期待するところがあります。

産業の関係では秋サケの不漁が著しく大きく減少し、12月に入ってもほとんど水揚げがされておられない深刻な問題になっていると感じております。

そのような環境の中、本日は3点の事項について一般質問させていただきます。それでは通告書に基づいて一般質問を行います。

まず、1点目、今後の中心市街地の空き地対策について。

令和元年9月定例会、令和3年3月定例会において、中心市街地区画整理事業地内の空き地対策の一般質問を行いました。その答弁を要約すると、全ての区画が使用収益開始から2年が経過して、制度施行から3年7か月が経過し、町方地区の土地利用状況や居住人口の推計では土地の利用率は78.5%、居住人口は53.1%となっており、各補助制度に期間を設けることで住宅、店舗、事業所などの建設が集中的に行われ、土地の利活用が図られたと考えている。これまで取り組んできた住宅建設補助制度、土地取得補助制度、空き地バンク制度の実績を見ると、中心市街地の空き地対策は当初計画した2年間による促進策である短期的な取組から、地域経済の好循環につながる施策など中長期的な視点での取組が必要と判断した。土地の利活用促進のためには、地域経済の活力向上が必要と考えており、第9次大槌町総合計画を推進することで、地域経済の好循環が図られ、関係人口の増加から移住定住につなげていきたいとのことであります。

さきの全員協議会で土地区画整理地内における土地利活用意向調査の説明がありましたが、最終的な目標は空き地対策であり、その終着点をどのように捉えているのか次の点について伺います。

1点目として、土地の利用率は78.5%、居住人口は53.1%との以前の答弁でありましたが、その後について動向を伺います。

2点目、さきの全員協議会で配付された調査対象図の白地、いわゆる住宅等の建設の予定の土地であっても実際空き地があるという現状であります。その状態の捉え方は

どのようになっていますでしょうか。

3点目として、今後土地を取得して住宅建設を考えている方の意向調査は、行う予定があるのか伺います。

2点目であります。磯焼け対策の拡充と海の学校、ダイバー養成所について伺いたします。

近年の磯焼けは全国的にも大きな問題となっており、その中でも当町の磯焼け対策の再生などの事業について、予算規模も年々増加し、またその実績も向上していると感じております。期待感を抱いて待っていた今シーズンのアワビ漁が解禁になりましたが、2回口開けをしましたが数量の減、さらには品質の低下などいろいろ懸念されて、残念な状況であります。このままの状況が続けば、将来のアワビ漁がどうになってしまうのだろうと心配しているところでもあります。

しかしながら、この磯焼け対策は人の手で行うことが可能であり、藻場再生事業を拡大、継続することによってその効果、結果は数か月から1年で現れるとのことですので、磯焼け対策の継続、拡大は急務だと考えますが、当局の見解を伺います。

また、大槌を拠点としたダイバー養成所を設置し、事業化することで、漁業面は磯焼けの緩和、藻場の再生、ウニ、アワビ、海藻などの海産資源の復活、町の活性化の視点では、ダイバー養成所を置くことによる経済効果、人材育成につながり、その人材資源を活用してさらなる藻場再生事業を充実させていくことが可能であります。

また、全国の多くのダイバーが当町を訪れ、三陸の海の魅力を感じ、全国に発信することにより、町の魅力の発信、交流人口の拡大にもつながると考えております。

また、教育的観点からは、児童生徒が地元の海を題材にした環境学習を行う際の一助にもなり、幼いうちから体験的な学習ができ、環境問題を自分たちの問題として捉え、解決しようとする将来の大槌町の担い手育成につながり、町の担い手である子供たちが環境保護、地元産業、漁業などについて学び、身近な問題として捉えることができる貴重な場が提供できると思います。

今述べたとおり、その効果は計り知れないものがあり、全国でもその自然環境に大槌は非常に恵まれており、ぜひ事業化していただきたいと思いますが、当局の見解を伺います。

3点目であります。介護等従事者の人材確保策について伺いたします。

以前から一般質問などで申し上げてきましたが、介護等従事者の人材確保の危機的な

現状から、町も真剣に考えなければいけない問題であると考え、その対策について町の見解を伺います。

現在、保育士確保策には人件費では3か年昇給に対する補助制度と、宿舎補助制度などがあり、この補助制度が創設されてから数年がたち、一定の効果が現れていると認識しております。また、当町には保育士確保策とは別に、人材確保宿舎等借上げ支援補助金制度（1年間）があります。医療福祉従事者等の人材確保に特化したものではありませんが、適用に介護等の従事者に適用になるのがこの制度しかありませんので、介護等従事者の場合もこの制度を利用しているのが現状であります。しかし、この制度だけでは人材確保に係る経費などは、到底賄えるものではありませんし、相応の効果は期待できないと感じております。

そこで、保育士確保策と同等の医療福祉従事者等の人材確保に特化した制度の創設または人材確保宿舎等借上げ支援補助金制度を、1年間から3年間に拡大するなどの措置が必要と思います。また、全国の例を紹介しますと、補助期間が3年や5年、補助金月額が2万円または2万7,000円、家賃の2分の1から8分の7など、各市町村において様々な工夫がされており、人材確保に力を入れている現状であります。介護等従事者の人材確保の現状に対する当局の認識と町としての対応策について見解をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今後の中心市街地の土地利用率と居住人口についてお答えをいたします。

土地の利用率は前回の平成28年から平成30年にかけて実施した意向調査を基に、空き地であっても所有者に利用意向がある土地は、利用率に反映させております。今回は、改めて目視で空き地状況を踏まえた調査のため、利用率は前回調査と異なることから、今回の調査で最新の数値を把握し、意向結果をまとめ、来年2月に御報告したいと考えています。

次に、空き地対策に関する調査対象図の白地についてお答えします。白地については登記事項情報の調査と、目視による空き地状況を確認して利用していると判断したものです。目視調査では、建築物に限らず平日の日中に駐車場としての利用や、その区画の一部を利用している土地は、調査対象外として白地にしております。

次に、土地を取得して住宅建設を考えている方の意向調査についてをお答えいたします。

議員御指摘の意向調査は住宅建設に関する需要が低迷しているものと捉えており、意向調査の実施は考えておりません。しかしながら、今回の調査項目で空き地所有者の現在のお住まいの形態や、空き地について今後の管理を含めた活用方法や活用に当たっての問題や課題について調査することから、住宅建設の意向を含めた調査と捉えております。

調査結果においては、どのような問題や課題を抱えているか全体の傾向を分析し、にぎわいの創出や、移住定住促進など地域経済の好循環につながる施策を実施できるような中長期的な視点で検討していきたいと考えております。

次に、磯焼け対策についてお答えをいたします。

町の磯焼け対策は、令和元年度から取組を始め3年目を迎える本年度は、国の水産多目的機能発揮対策事業により、ウニの駆除と藻場の再生事業を実施し、岩手県の黄金のウニ収益力向上推進事業では、駆除により間引きしたウニの蓄養に取り組んでおります。

町内における磯焼け対策の体制構築のため、本年4月に町内の漁業関係者や有識者、町、県機関で構成される大槌町藻場再生協議会を設立し、ウニの駆除と藻場再生保全に併せて、大槌町の海の環境を守る活動と意義を子供たちに伝えるため、ふるさと科での出前教室などの取組を始めております。

現在、水産多面的機能発揮対策事業においては、大槌町藻場再生協議会が主体となって船越湾側と大槌湾側のエリアで磯焼け対策事業を実施しており、黄金のウニ収益力向上推進事業においては新おおつち漁業協同組合青年部が主体となり、ウニの蓄養に取り組んでおりますが、本事業の目的は海中環境の保全と、ウニやアワビなどの水産資源の確保であり、主体は漁業者と新おおつち漁協であります。漁業者と新おおつち漁協の主体性と事業実施の意欲がなければ、事業の継続は難しいものと考えており、関係者の意識向上に努めているところであります。

磯焼け対策の継続拡大については、町としても重要だと認識しており、引き続き関係者との調整を図りながら取り組んでまいります。

次に、海の学校いわゆるダイバー養成所についてお答えをいたします。

磯焼け対策の成果や効果が、海中環境の保全とウニやアワビなどの水産資源の確保にとどまらず、担い手育成や交流人口の拡大につながる事業検討が必要であると認識をし



ております。しかしながら、さきにお答えしたとおり、まずは町内関係者の意識向上と大槌湾側での磯焼け対策拡大実施、ウニの蓄養実験などを安定的な事業にすることが優先事項であると考えております。

ダイバー養成所については、運営者、運営体制などについて藻場再生協議会の皆様と協議、調査を開始してまいります。

次に、介護等従事者の人材確保施策についてお答えいたします。

医療福祉サービスの充実、住民が安心して暮らせる指標に直接影響するものであり、医療福祉従事者等の人材確保につきましては、その必要性和重要性は十分に認識しているところであります。しかし、近年の高齢化社会の進展に加え、専門性が高く知識と技術が求められる福祉関連有資格者を確保することは、全国的にも人材不足であることが問題とされており、大変厳しい状況にあるものと考えております。

その中で、町内の福祉サービスの運営維持を各法人に依存するだけでなく、行政もまたその対応に関わり、対策を講じていく必要があると考え、議員御指摘の宿舎補助制度につきましては昨年度県に対し、地域介護医療総合確保基金を活用した介護職種に特化した宿舎の借上げ支援の事業化を提案いたしております。

また、福祉、医療に関連する事業者の人材確保対策は、介護職に限らず福祉全般の問題であると認識しておりますことから、現在児童福祉事業で展開している従事者の支援制度を参考に福祉、医療全般における問題の解決に向けた支援制度の創設に向けて、引き続き検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、質問項目の順番に沿って再質問させていただきます。

この前の全協で、その調査をしていきますよということが報告されました。今年2月をめどに、その報告を取りまとめたいということでありましたが、本来調査をするに当たっての根本的な目的、調査をして終わりではないわけですね。私が考えるに、やはりこのぐらいの大きな予算を、財源を投入して区画整理事業、盛土をしたりいろいろなことをしてきた観点から言うと、にぎわい再生、いろんな言葉がありますけれども、一番この区画整理事業地内に、宅地でも産業でも、再建でも何でもとにかく空き地を埋める対策につながる、その手だての一つとしてこの調査があるんだという認識を持っていますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後の町のにぎわいの創出とかそういうものの施策を打つに当たって、この土地をどう活用していけるのかという、まず実態の把握調査というその目的で実施したものであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 次に入る前に私の質問のあれと答弁の字の読み方なんですが、しろうち、はくち、どっちが正しいんですか。

○議長（小松則明君） どっちでもいい。時間、止めてくれる、どっちにするの。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） どちらでもいいと思いますけれども、しろうちということをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私もその土地とか登記とか、そういうものの用語が詳しいほうではありませんが、ごく簡単な漢字なんですけれども、しろうちと読むのか、はくちと読むのかによっても、しろうちでいいのかなとは思っていますが、それは前段でした。

先ほど、答弁でいずれ究極の目的はそうなんだと。しかしながら、前段同僚議員の質問の中には大槌町がおける今の課題として、区画整理事業地内に何か建てばそれで終わりかといったらまた違う。もちろん、金澤在のほうにもいい、優良な土地があったり、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板にもやっぱり空き地がある。そういう意味では根本的な目標というのは、人口を増やすということですよ。そのためには何を行うのか。担い手育成、なりわいの再生、産業の、言葉はいろいろあります。しかしながら、すぐさま家を建てられる宅地と呼ばれるところは、町方土地区画整理事業地が中心として、ほかの地域にも相当数がある。先ほどの空き率、町方は36から38ぐらいですか。安渡、赤浜は25、吉里吉里は18%が空き地だということで、それをどういう、何ていうのかな、イメージを持って今後やっていくのかなというのが、非常に大事なんだろうなと思います。

調査自体に何の意味もなく、ただこの質問書、調査書をきちっとこの土地の地権者の方が読み込んで回答してもらえればいいな、非常にいいことも聞いています。何で使い勝手が悪いのか。売りたいのか、買いたいのか、どうするのかというところを、ちゃんと質問は網羅されているんですが、その何ていうのかな、質問すること、質問するには意図があるんです、こういう答弁が欲しいとかという意図があると思うんですが、キ

ヤッチボールがうまくいけばいいんですけども、この質問書を住民さんに送る場合に送りっ放しにしますか、それとも何か説明しますか。そのことについていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

意向調査の送付した後の対応という位置づけもあると思いますので、送りっ放しにするかどうかと、まず送ってみて回収率というものもちゃんと見なきゃならないと思っております。あとは、よっぽどの遠方であれば、仮に個人情報もありますけれども、それを促すような人もいれば声がけはしたいなど、今は考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） この意向調査、問合せ窓口は書いてあるんですけども、ここに不明な点についてはお気軽に問い合わせくださいみたいな、赤字であるとか、なんか優しく対応してほしいなと思います。何でかという、じゃあ、別な聞き方でします。

今、土地区画整理事業の空き地だったりいろんな空き地、宅地の空き地があったりしながら、津波の減免事業の中で固定資産税が6分の1軽減、6分の1に軽減されているとか、6分の1が6分の6になる時期がどうだとかという話がありますけれども、その事実の確認を答弁願います。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 今の津波の軽減のところですけども、令和4年、来年度から減免率がなくなりますので、通常の課税状況になります。固定資産税は多少、当町の税としては収入が増える状況になります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それは大槌町全部の土地に対してですか。それとも宅地と呼ばれるところに対してですか。

○議長（小松則明君） 会計管理者。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 津波で被災した宅地というところになります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 津波で被災した宅地ということは、盛土造成した区画整理事業の土地も入りますか。

- 議長（小松則明君） 会計管理者。
- 税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 町方地区の盛土したところも、全部含まれます。
- 議長（小松則明君） 芳賀 潤君。
- 13番（芳賀 潤君） そういうコマーシャルがここにありますか。
- 議長（小松則明君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（太田和浩君） そのようなものはアンケート調査の中には含まれておりません。
- 議長（小松則明君） 芳賀 潤君。
- 13番（芳賀 潤君） アンケートで6分の1か、6分の6かと聞いてという話でなくて、そういうコマーシャルというお知らせ、固定資産税が今の6分の1に軽減されていたものが、盛土の宅地を持っている方々についても6分の1が6分になるのが、この4月からですよという話ですよ。これは、非常に大きな問題ではなかろうかと、私は思います。ただ、住民の皆さんがその今の6分の1が1分の1だと思っている方もいらっしゃると思いますよ。最初から6分の1の額なんだから。ずっと固定資産台帳に固定資産の明細書の中にお宅の土地は6分の1ですよ、6分の1ですよってうたっているわけではないですよ。これがいきなり6分の6になるわけですよ。そういう情報というのはやはりこういう意向調査を何ていうのかな、右、左に大きな振れ幅がないにしても住民さんが知っていて当たり前の話だと思うんですよ。
- なので、これはまだ案。今回の議会が通ってから皆さんに配布なんだけれども、そういう説明の仕方の必要性を感じますか。いかがですか。
- 議長（小松則明君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。
- 被災宅地の来年からの課税のお知らせは、もう既に行っております。しかしながら、この意向調査に当たっても改めて、そういう情報を伝えながらアンケート調査をしたいと思いきたいと思、検討ではなくてやらなきゃならないので、そういうふうに変更したいと思います。
- 議長（小松則明君） 芳賀 潤君。
- 13番（芳賀 潤君） そうですよ。確かに、課税の案内、納税通知書がいきなり6倍になったという話ではないので、事前に案内はしていると思うんですが、ただ空き地の

土地を自分たちが持っているというのは把握しているんですけども、それに対する今の固定資産税額、4月から始まる固定資産が6分の6になる。6分の6になるという捉え方をしている人はありがたいんですけども、6倍になるとみんなは思うんです、皆さんは。なので、確かに課税の案内で来年度からこうなりますという案内は、そうなんだけれども、せっかく空き地の土地に対する住民の皆さんの調査なので、同じ資料でもいいからまたつけてあげるとか、別な説明書をつけてあげれば、何か少しそこで考え方が変わったりするのかなという気がしましたので、今の質問、させていただきました。

ただ、今財政課長が答弁の中で、そういうコマーシャルも入れたいということを答弁されておりましたので、それについては二重に税金の話ができるという、税務課長からも非常にありがたいお話です。1回通知出したからそれで終わりじゃなくて、広報に上げたから終わりじゃなくて、意向調査をしたときにさらに、要は住民負担が増えるんですよというお知らせをすることは非常に、縦で行政はしているんですけども、横のつながりがあって非常にいいことだと思うので、ぜひそうやっていただきたいと思います。

本題に戻ります。本来の目的がやはり人口増なわけですよ。なので、やはりそこにオプションをつけていく。この、前のこの表。これが2月に公表になった表。おおむねこの黄色く塗られているところはそうなんですけれども、白地になっているところであっても、今、日中の駐車場だとかという話がありましたけれども、明らかに空き地のところもあるんじゃないですか。

何で、空き地バンクが思ったよりヒットしなかったのか。土地の補助について思ったようにいかなかったのかというと、やはり使い勝手が悪いんですよ。例えば長方形に長かったり、例えば48坪、いや、70坪欲しいのにな。隣の3筆まで合同だったら欲しいのになっていきと思います。住宅再建を考える方はですよ。これは町方だけではなくて、ほかの土地もそうだと思うんですが、私は最終的に空き地を埋めていく住宅再建でも、会社の建設でも産業のなりわいの工場の再建でもいいんですけども、そうするとそこが必ずネックになります。と思うんです。そうなったときの町が、どうやって関わるのか。昔の開発公社みたいなもののイメージかなとは思いますが、ああいう開発公社つくれというんじゃなくて、その取りまとめだったり、そういうことも意向調査をきちっと読めば、これを分析検証すれば、そういう土地の利用者さんがあれば、売ってもいいんです、隣も売ってもいいんです、なら、これ2筆、3筆一緒にしたら30掛ける3で90坪の土地になるとかというのを、どのように今後、これには考えていないけ

れども、しかしながらみたいな答弁があるので、そういうのを含んでここは答弁なさっているのか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

調査後のどうそれを活用していくかという観点であります。まずにぎわい創出であったり住宅再建であったり、いろいろな土地の利活用はあると思います。それについて今、今後、基本的には民間の中での土地の流動化というものが図れるような換地策等があれば考、えていきたいとは思っております。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 民間の実はある企業から、こういう土地が紹介してくれないかということで、私どものほうから地権者の方々に相手のほうに、あくまでも交渉するのは民間の事業者でございますので、間を取り持って御紹介したりする案件も、今年においても2件ほどございますので、そういった意味で言えば、民間の事業者の方が私どもにどこかいい土地ないかということであれば、間を取って御紹介するような取り持ちもしてございますので、今後につきましてもそういった仲介であるとか、御紹介等は私どもでしていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今、産業振興課長からも答弁がありました。やはり、一つの課題を考えたときに財政当局の課題とにぎわいの再生、なりわいの再生とか産業の再生の部分があったり、人口の拡大という部分がある、やはりそれが横断的になっていくことによつていいものが生まれると思うんですよね。行政というのは縦割りだと言いながらも、住民目線からすればいずれ人口を増やしたい、家が建ってほしい、工場が建ってほしい、経済の活性化すればいいという目的は同じなので、それに枝葉が、産業があったり、財政があったり、福祉の分野もあつたりいろいろしてというところが、この利活用なんだと思うんです。

そうしていったときに、目的が目標が明確でないといや、それはお宅の課の話だから見たいな話になるので、俗に言う行政さんも民間さんもそうですけれども、PDCAサイクルってあるじゃないですか。今回はプランニングして目標して、DOだから、今回調査するわけですよ。調査したらチェックしなければなりませんよね。さっき言ったチェックと検証をして、次のアクションにどうやって転換するか。それがまた別なブ

ランニングするサイクルになるので、これが好循環になれば空き地対策にもつながるし、人口増にもつながっていくと思うんですね。そういうのをやはり見据えないで、なんかそろそろ3年たったから調査をしますよという指摘をしたくて質問したんです。

ただ、そうではないということを確認できたので、ちゃんと税の話もきちんとすべきだし、そんなにかかるんだったら維持するのも大変だと、ゆるくないと、であれば誰も譲るところないから譲ってもいいと考える人も、多く出るかも分からない。

そうしたときに、今、産業課長が言うように、向こう3軒をつなげて大きくすれば工場も建てやすいんじゃないかとか、会社を社屋を建てやすいんじゃないかという話にもつながる。ただ、それをどこの組織がやるのか、どこの民間に委ねるかというの、次の課題として出てくるとは思いますけれども、そういうものの視点を持っているということと間違いないですか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいまの空き地に関するお話の中で、大変よいお話をいただいているなと思っております。これ、総合的にトータルでお話ししますと、今回の空き地の問題だけでなく町としては町全体、言われたように要は人がたくさん増えてくれる、それが目的でございますので、それに合わせて一つは町方、定住の問題、空き地対策と、それから先ほど来、澤山議員がお話しされました跡地をどう活用していくんだ、これをトータルで考えていかないといけないと。町もそれは考えていないわけではなくて、これまでいるんるところをやってきましたけれども、さらにトータルで整理をした上でなおかつ町としては、それを横断的にどのように進めていくか。そこまで踏み込んだものに今回の調査を活用していきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 次の質問でそれを言おうと思っていました。元地ね。今の空き地だけではなくて元地、吉里吉里にもかなりの面積があったり、ほかにもあったり、その再活用について。町長のさきの答弁を聞いていますと、土地を活用するからではなくて何かをすることがあってその土地を活用するという話もあったんですけれども、基本的にはそこを使えるのか、使えないのかが分からないと、住民も考えようがないので、例えば安渡の元地3,000平米ぐらいあるけれども、どんなものが必要ですかね。確かにハードをつくる、金もかかるイニシャルコストも、ランニングをかけなくてもいいようなものでできれば、整備されないところまでも財政負担が重くなるので、そういうのまで

含めているということで了解をしました。まずこの調査がきちっと報告なされて、それを分析までいくことを祈っている、お願いしているところであります。

続きまして、2点目、磯焼け対策について質問をさせていただきます。答弁の中に今年になってウニの蓄養が始まっておりますが、その現状についてどうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

赤浜に完成いたしました赤浜地区実証棟におきまして、現在蓄養を開始してございます。こちらにつきましては、予定なんでございますが、今週中には議員の皆様にも御連絡差し上げる予定でございますが、今月24日、見学会と磯焼け対策、岩手大槌サーモンの取組、それからジビエの事業の報告会を開催する予定でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 蓄養が始まったときには、水の揚水の仕方がうまくなかったとかあまり育たなかったとかあったけれども、今は改善されたのかな。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 実のところを申しますと、当初3,000個ほど蓄養いたしましたが、今現在では300個ほどということでございまして10分の1程度になってございます。ですが、これはいろいろな原因があると思うんです。今後の事業につきましても、最初から成功するという事業もございませんという言い方もあれなんです、いろいろ失敗と知見を高めながら、今後も蓄養率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ウニがそれだけ死んで、10分の1しかない原因というのもやはり分かっているんだと思うので、もちろん最初から大成功というわけではないので、その失敗を、来年に生かすということから始まるんだと思いますけれども、同じ轍を踏まないように、やはりどういう環境がウニだったって海の中にいけば邪魔者だ、駆除だ、駆除だ、でもおかに来て育てれば財源ですからね、そこにある程度きちっとしたものがないと取ってきたものをただ蓄養すればおがるもんだと思っていたら、実際はやっぱ違ったわけですね。それは散水の在り方にも、ポンプの設置場所にもいろいろあるというのは、私も聞いていましたので、それらをきちっと手当をしていただきたいと思います。



す。

答弁の中では、藻場再生だとかウニとかアワビに直轄するのは漁業者、漁協となります。なので、主体は漁業者と新おおつち漁協であると、そう私も思いますけれども、しかしながら漁師さんというのは取って売れば終わり。それを買って加工して販売するのは加工屋さん、それを食べるのが消費者です。だから、その元が取れないと話にならない、今のサケみたくなくなってしまいます。

サケってというのは、今にわかに我々の考えではどうしようもないんだなと思いますけれども、藻場再生をして痩せアワビだとかウニの身入れが悪いものの対策というのは、仮に藻場再生が非常に効果があるのであれば、藻場再生は人の手でできるという話。そこに単なる漁業者と漁協だけの話ではなくて、いずれ皆さんがつながる。そうすれば金が回る。そうすれば経済の好循環につながるんですけどもそういう認識はもちろんお持ちだとは思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） まず、芳賀議員の従前より磯焼け対策問題に御関心をいただきまして、いろいろ叱咤激励していただきまして、ありがとうございます。議員のおっしゃるとおりでございます。もちろん循環の中では水産加工会社があったり、最終的には消費者があったりという構図がございます。そういった中を十分承知した上で、ただし農家の方が畑を耕したり、雑草を取ったりすると同じように、そこが最初の育成環境であるならば、やはり漁業者や漁協が、まず自分のことであるというように自覚するべきであると思っております。そういった中での答弁でございますが、もちろんそれは循環のうちのサイクルの一つでございますので、そういったサイクルの中においては全部の意識向上を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今年、アワビに出た漁業者は痛切に感じたと思います。去年とはまるきり違う。本当にものがない。こんなにねえのかっていうぐらいない。なので、変な言い方をすると話すのは今がチャンス、こんだけ危機的ですよと。

養殖アワビについては放流もするわけですが、金をかけて。例えば、じゃあ、産業課長、その天然アワビと養殖アワビ、今たった2回だけれど水揚げがありました。その水揚げの天然アワビがどのぐらいあって、養殖アワビがどのぐらいあるのかというのは把握していますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 漁協の資料なんですけれども、半々くらいじゃないかというおおむねの推測でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 養殖アワビというのは何かこう緑がかった色をしているという、俗にいうわけです。本当なんだと思いますけれども。だからって言って、漁師が養殖アワビだからって鍵かけるわけでないわけですから。揚がってみて比率の中に。ただ、養殖アワビが適正に育つ環境もあるわけです。ただ、ばらまけば育つわけではない。裏返しになったら、絶対死にます。着床するまでにアブラメのえさになる可能性。一番確実なのは、次に出てくるダイバーに潜ってもらって、岩に着床させるのが一番いいわけです。サケの放流もそうですよね。放流したからではないんですよ。放流して大槌川から大槌湾に行く間に鳥に食われたりいろいろあるじゃないですか。だから、結局放流を何万尾したとか、放流を何千万かけてしたとかが問題ではなくて、どのように放流をしていくのかというのが課題だと思いますが、そういう認識はどうですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） おっしゃるとおりでございます。そういった部分も踏まえまして、24日は、これあくまでも議員さん対象の説明会ではございませんので、漁協関係者に御案内いたしますので、町民の皆さんでこの問題の意識共有を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そこにいっぱい集まっていたらいいかなとは思いますがけれども、それはそれにして、なので私アワビの放流って言った予算規模、稚貝を放流するって予算のこっちのほうに、きちっとダイバー潜らせて着床させるものも枝の予算としてセットで設けないと駄目なのかなと。これは町の予算だけでないので、いろんな補助事業が合っただけの予算なので、機会があるたびに、当町も言っているかも分からないし、ほかの市町村が予算要求しているかも分からないけれども、それがあって初めて養殖アワビの放流なんだということを、関係機関にも認識していただきたいと思いますので、その際には発言をお願いしたいと思います。

ということで、海の学校ダイバー養成所なんです。ダイバーの方々と話をする機会があったときに、すごくいいんです、やっぱり、大槌の海、吉里吉里、浪板の海っていう

のは。もちろん、三陸の海というのはダイバーの憧れの地なんです。ほかの地域が悪いって言っているんでない、これだけの海産物があって水が澄んでいて、やはり潜ってみたい土地なんですよね。そういうところに、ダイバー養成所っていうと堅苦しく、自動車学校でもつくるのかみたいな話になるけれども、海の学校みたいなビジョンを持って、その一つの枝にダイバーを養成する機関があって、それが町の活性化につながったり、町の魅力につながるのであれば、例えば大槌高校だって魅力化なんていう言葉を使っているけれども、本当の魅力は何なのか。海の学校というコンセプトがあったりしたときに、じゃあクラブ活動でダイバーの免許を付与するよ、みたいなクラブ活動があったりとか、何もカリキュラムに入れろっていえば大変だけれども、そういうのがあっても面白い。そんなに金もかかるわけではない。道具もそんなに大きな、用意はしなくちゃならないけれども、なので、そういうイメージも持っていくと夢も広がるんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思っております。まずは町内の、実はダイバーが5名しかいません。あとは三陸ボランティアダイバーズという三陸沿岸の方々に御協力いただいて、磯焼け対策事業を行っております。まずは町内でのダイバーの養成を、養成所じゃなくて、ダイバー自身の養成を増加させていきたいなと考えてございまして、令和4年度にそのような事業も展開していきたいなと今、あくまでも考えているような状況でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 面白いというか、失礼な話で、非常に前向きな答弁で。ダイバーの資格を付与するようなことをやっていきたいという話ですよ。高校生にもPRしてみたほうがいいんじゃないですか。役場職員にもダイバーの免許取得している者がいると聞いています。どの程度潜っているのか。実際潜っている時間がどの程度なのか、私は分かりませんが、そうやって地元の海に潜っていただいて、今こういう現状なんだと、昔の海はこうだったと比較したときに、ウニがいっぱいあっていいですねって、多分知らない人は。ところが、ウニがいっぱいあっていいですねって言われることは、海藻がないということだから、これはもう死に海なんです。磯焼けと呼ばれるものなので、ぜひそれを目を見て、やはりこれでは駄目だなというところの認識から始まる

んだと思うので、そこら辺を進めていただきたいし、大槌町は、私もほかの市町村の藻場再生の予算を見たときに、大槌町はやはり予算は何ていうのかな、毎年増えているので、十分か十分かでなくて、ほかと比較すると結構持っています。そういう意味ではそれは高く評価していますけれども、それが藻場再生とか磯焼け対策にどう行くかといったらまだまだですよね。これはほかの市町村も、大槌だけでなく。

なので、人のまねをすとかこういう事業があるからそのメニューに取っつくということも大事なんだろうけれども、海の学校とかダイバーを養成すとか、それが藻場再生につながるとか交流人口のつながりで全国のダイバーが訪れるとか泊まるとか民宿に金を下ろすとか、飲んだり食ったりすとかという本当に経済の波及効果は計り知れないと思っていますので、ぜひそういうところ、何をどういうふうに、テクニックというのはこれからなんだと思いますけれども、そういうところでは私ももう少し勉強していきたいかなとは思っていました。

この点については自然環境の面からいっても、私は詳しくはないんですが、ブルーカーボンという活字があって、地球環境の保全とか云々かんぬんという言葉も見え隠れ始まったりとか、端的な藻場再生だけでない、ウニ、アワビだけでなくそれが空気中のどうのこうのという専門の人たちが、そういうものにもつながるので、本当に多角的な効果があると、今のところは私も不勉強で申し訳ないんですが、そう感じておりますが、今後のそういう藻場再生だとか、ダイバーの養成だとかを通じての答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ブルーカーボン、海の環境維持と二酸化炭素排出抑制、山はグリーンカーボンでございますが、今後の今実は検討しているのが蓄養ウニにキャベツを与えておりますが、えさ用の出荷用のコンブであるとか、そういったものも一つの漁師の何ていうんですか、手間賃、手間賃という言い方あれなんですけれども、そういった形でも循環して仕事になったり、それがえさになったりする形の事業展開も、来年度すぐいくかどうかですが、そういったものも多角的に考えつつ、磯焼け対策のまずは理解、それからプレーヤーの醸成、住民の方々が、今の海中環境の問題を十分に認識していただいた上で、一緒に取り組んでいく体制を整えていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 課長は、一生懸命漁業者と漁協と話をしているので、熱意は分か

るし、相手の熱意がないとは言わないけれども、なかなか食いついてこないのにジレンマを感じているんだと思います。

私を感じるジレンマは、それだけ産業再生って言っているけれども、町も人口減少だ、産業の成長だ、令和2年には産業成長戦略予算とかって言いながらじゃあ、今の産業のほうの人材配置、前段は不適切なって話ですけども、私は適正な人材配置が今この産業再生にかかっていると言いながらですよ、3年も4年も前と同じような人の配置では、力を入れているというメッセージにはならないのではないかと思いますけれども、これだけの課題があるんですよ、町長。今あえて町長に質問しないで担当課と話をしているのが、これだけの課題があってこれだけの魅力があると知っていただきたくて、もちろん分かっているとは思いますが、そういった意味で当局が来年度に向けて何ができるかといったら、やはり人を0.5でも1でも配置をして、ここに来年は力を入れていくというメッセージが、私は必要だと思います。確かに、どこの担当課でも欲しいのは分かりますけれども、ただ言って予算化したのが令和2年で、今これだけの課題があるので、それは検討の余地は十分あるのではなかろうかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 人の数ではなくて意欲のある、有能なという部分では数ということも、また芳賀議員お話がありましたけれども、課長を含めて担当者が意欲を持ってやっている状況が今の状況ではないかなと思います。議員お話しのとおり、その部分については十分に予算措置も含めて、今第1次産業を第一にしながらという部分が、大きく予算措置がされているんだと思いますし、人材ものを投入していくという部分、やる気があって意欲を持って取り組める職員を配置しながらということになりますし、もう一歩踏み込んだという部分については、しっかりと令和4年度に向けた体制づくりはしっかりしていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 数ではないかも分からないけれども、1人の人がこなせるキャパというのは限られていると思います。ただ、それが全部役場の職員でなければならないと言ってるんじゃないですよ。アウトソーシングだってできるんだと思います。担当の振り分けで、何か生まれるものがあるかもしれない。それが組織改革ですよ。そういうものに対して、本当の町の課題が何なのかをきちっと定義づけて、それに対して人の配置も予算もそうなんです、これは役場の職員で、この分野は専門だからここはアウ

トソーシングしようでもいいと思うんですけども、そのようなことをぜひ半歩でも一歩でも進めていただきたいと思います。

最後ですが、介護従事者の人材確保について。私も何度となくこの話をしているのがやはりさっきは磯焼け対策は全国的な問題だ、この介護人材不足は本当に深刻ですよ。変異株によって全部の飛行機が止まった。外国人技能実習生も取りあえず来る、来るってビザの申請までいっているのに、全部ストップされている。その人たちが来ることによって、西日本だと産業もそうだし、農業もそうだし水産加工もそうだし、全部人手がそこに頼っているというのが現状の中で、町の方向性を考えて非常に危惧しています。答弁の中に、去年介護等職員従事者に特化した宿舍の借上げ支援の事業化を提案しているという答弁もありましたけれども、これについての当局、大槌町もそうなんです、ほかの市町村の足並みというのはどのように認識していますか。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ほかの市町村の要求状況あるいはそれに対する回答は確認しておりませんが、岩手県の要望に対する回答は必要度がAということで、市町村が取り組むべき対策に対しては、県は全面的にバックアップするという回答をいただいているということ。そしてやはり議員のお話にありますとおり、福祉職に関しては全国的に、高齢社会の進展もあるんですが、人材が必要とされていることは全国的な問題になっていることから、この部分というのは非常に重要な案件ではないかなと捉えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 県の要望書の回答、私も見ました。Aランクの位置づけでいろいろ文章は読みましたけれども、だからといって今答弁にあった例えば借上げ支援が課題であるので十分理解した、来年から予算づけしますなんていう答弁ではないわけですよ。ということは、今の時点で見えてこないということは、令和4年度の当初予算にも多分出てこないんだろうと思いますけれども、ただこれはやはり近々の課題なんだと思います。

なので、私あえて質問の中に入れたのは福祉で高齢者、児童、障害、様々な福祉分野あるけれども、支えるのは人でしかないんですよ。幾らA Iが進んでいって開発されたとしても、必ず人です。なので、この人手の確保策についてなんです、福祉分野で保育だけは特化して、やはりそれは保育所が足りないという叫びから、そのようなものが

生まれたというのは現実的な話なんですけれども、それが介護にすぐ取りかかれないのは残念な気がします。

質問の中で、同じ財源補助で宿舍の借上げみたいなものは、産業のほうにある1年間の補助なわけです。これがさっき言った横断的に考えれば、そっち今1年なんだけれども、福祉で特化したメニューがないんだったら町の産業の1年を3年にしてもいいんじゃないかという話にはなっていないものですかね。いかがですか。

○議長（小松則明君） 福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 先ほどの答弁に関して不十分さがあって、大変失礼しました。町長の答弁でもありましたとおり、やはり福祉全般、人材不足に関しては福祉全般の問題であるという認識であることは福祉課でも捉えております。特に、保育士、児童福祉に対する対策に関しては、国でも待機児童解消というところを全面に出して、幾らかでも現場に人を投げようというところを重点的に入れたところもあるんですが、やはり当町に対しては介護に勤める方、医療、そして児童施設に勤める方もそうなんです。人材の確保、充足がすごくこれから安心して生活していく上には必要かと思えます。

ただ、残念なことに有資格者を地元で育成できる教育機関がないということは、外部から集めてこなきゃいけないということにつながってきますので、これは先ほど町長でも答弁でもありましたとおり、全般に関しましてよそから人を呼び込めるような施策の中での一環として、宿舍借上げというところを大きい捉え方の中で考えていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まさしく、今の答弁にあったとおり福祉というと、利用者さんのほうを見て、児童だとか障害者、高齢者だとかという論点ですけども、でもその労働者は給料を得て税金を納めるわけですよ。大槌町に住めば大槌町の住民になって、冒頭の質問の人口の拡大につながるわけですよ。それはさっき言いました、AIじゃないんです、人なんです。だから、ここに金をつけるということはおのずと人材確保イコール人口が増えるんですよ。そして、サービスの低下を招かない。人が増えれば給料をもらう、納税につながる。なので、福祉、福祉って言うと弱者支援みたいな捉え方ですけども働く人は産業の一つですから、そういう視点に立てば、今の産業が本当に1年でいいのか、やはり3年は継続したほうがいいのかという議論を進めていただきたいん

ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

人材確保、宿舍と支援事業補助制度、昨年からはじめましたけれども、これは今芳賀議員がおっしゃっている医療や介護に特化したものではなくて、全体事業です。雇用の問題が確かに非常にあります。昨今は、労働者不足が非常に叫ばれている中で、私どもとしても人材確保、労働力確保に着目してこの事業を創設いたしました。各業界のもちろんそれは医療、福祉に限らず需要を少しお聞きした上で、検討してまいりたいと考えてございまして今すぐとも言いませんし、しないとも言いませんので、ちょっとすみません、各業界の御意見をお聞かせいただいた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 1年が駄目で、3年がよくて、5年がもっといいということではなくて、例えばほかの市町村からとか内陸部からとか人を確保するときに企業側がコマーシャルして歩く、大槌に来れば家賃の補助がありますよ、1年だけどって言うんですか。じゃあ、その1年でその就労者は帰るんですかね。やはり石の上にも三年ではないんだけれども、1年というのは非常にコマーシャルがしづらいんですよね。技能実習生も3年の縛りがあつたりしますので、何となく3年の間に町のいいところを感じてほしいし、家賃の補助が終わるけれども、町に残ってみたいなどと結びつけていくためにも、1年ではやはり足りないのではないかなと思います。なので、先ほどの例の中で5年をやっているところもあれば、大槌は計算式が面倒くさいんですよね、6万円だとそれから2万円引いての2分の1だとかって言って、ダイレクトに2分の1だとか、8分の7だとかやればいいんでしょうけれども、そのような問題も見え隠れしていますので、これはここでの議論ではなくて、やはり前向きに検討していくところだと思いますので、よろしく願いして終わります。以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時19分